

アメリカ株式会社社会計制度の史的構造(二)

伊藤 邦雄

第五章 自己株式会計

第一節 序

第二節 従来の自己株式会計論の系譜

第三節 M B C A 成立前の会社法自己株式規定

一 自己株式取得制限規定の立法趣旨

二 会社法自己株式規定の検討

第四節 (利益) 剰余金控除説の生成と発展

一 登場

二 台頭

三 確立

第五節 資本相殺説と(利益) 剰余金控除説の抗争

一 両説の分歧点——二つの表示資本概念

二 折衷的(利益) 剰余金控除説

三 両説と「資本と利益の区別」

第六節 純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説の確立

一 折衷的(利益) 剰余金控除説後退の理由

二 純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説の確立

第七節 会社法による通説の吸収

一 M B C A への結実

二 通説の影響

第八節 通説の発展的消滅

一 新カリフォルニア会社法

二 新 M B C A

第五章 自己株式会計

——会計原則と会社法との調和による通説の確立、そしてその発展的消滅——

第一節 序

わが国でもこれまで資本会計論の一環として、アメリカにおける自己株式会計論が紹介・論議されてきた。それを大づかみに表現すれば、そこでは主として、自己株式の本質ないし貸借対照表表示法をめぐって二つの見解が提示されてきた。資産とみる見解と資本の減少とみる見解（ただし、これについてはさらに二つの立場に分かれる）がそれである。しかし、資産とみる見解に対しては多くの論者によって否定的評価が与えられ、会計学的に既に克服されたといつてよい。したがって結局、資本の減少（とりわけ払込資本の減少）とする見解に通説的地位が与えられているとみるのが、わが国の一般的解釈である。しかし、そこでの論議はいずれも会計学独自の観点からのものであったといえる。このような論議もそれなりに十分な意義をもつものであり、私自身もそれを認めるものであるが、株式会社会計は各種の法規制とりわけ会社法と密接なつながりをもっているという本論文を貫く基本的モチーフに照らすならば、これまでの論議はいささか一面的であり、かつ不十分である。

そこで本章ではこのような認識に立って、わが国でこれまで論議されてこなかった自己株式会計の「第三の理論」（厳密には「第四の理論」）に主として焦点をあて、それが生成・確立され、そして発展的消滅するに至る過程とその理論的背景を探ることにする。

端的にいえば、この「第三の理論」こそわが国の自己株式会計論議において閑却されてきた空白部分であり、そし

てこの空白部分を埋めることによって、実は従来の通説とは異なる新しい理論が通説として浮かびあがってくるのである。さらにいえば、この「第三の理論」を探ることはアメリカ会社法における自己株式規定を明らかにすることにほかならず、むしろ前者は後者の影響のもとに登場したといつてよい。

かつて H. G. Bowles はいみじくも、「会計においては通常、理論と実務の発展が法律上の解釈に先行するのであるが、しかし前者が後者のあとに続くこともある」といった。本章はまた、この Bowles の言葉の信憑性を実証することにもなるであろう。

(1) H. G. Bowles, "Treasury Shares on the Balance-Sheet," *Journal of Accountancy*, Vol. 50 (August 1934), p. 99.

第二節 従来の自己株式会計論の系譜

従来、わが国で自己株式会計論として紹介・論議されてきた見解には三つある。いわゆる資産説、資本相殺説、純資産控除説がそれである。これらの各系譜を丹念に跡づけることは必ずしも本章の主題ではないので、以下それらを簡単に示しておく。

一 資産説の系譜

これは自己株式をもって資産とみる立場であるが、この立場をとる論者はもちろん少ない。歴史的にみると、早くは H. R. Hatfield がその著『近世会計学』(一九〇九年)において資産説をとつていた。⁽¹⁾しかし、彼は同著の改訂版ともいえる『会計学』(一九二七年)で「望ましい方法は、自己株式を資産の一項目として記載するのではなく、貸借対照表の貸方側に資本金総額からの控除として示すことである」として、⁽²⁾旧著における資産説を改めている。

資産説を一貫して、そして最も強力に支持したのは R. H. Montgomery である。彼はかの有名な『監査理論と実務』の初版において、次のように資産説を唱えた。

「自己株式は）帳簿上に資産として計上すべきである。それは多かれ少なかれ価値ある財産を表わし、したがってそれが正式な手続によって消却されない限り、発行済株式の資本金からの控除項目ではない。」⁽³⁾

しかし、彼の考え方が最も鮮明にかつ詳細にひれきされているのは、何と云っても一九三八年に発表された論文である。この論文は同年に公表された A I A 会計手続委員会の報告書に対する批判を主眼として書かれたものである。その要点を幾つかひろえば次のとおりである。

(イ) 会社法上、資本を減少するためには正式の手続を経なければならず、また自己株式は剰余金以外から取得することを禁止されているため、自己株式の購入は資本を減少させない。⁽⁶⁾

(ロ) 「自己株式の購入者が会社とその原価を支払う限りにおいて、彼はある資産を他の資産と対等に交換しているのである。彼が支払う当該超過額（自己株式の再売価額がその取得原価を上回る額——伊藤注）は、他会社への株式投資の場合と全く同様に会社にとっての利益である。」

(ハ) 「自己株式は会社の掌中にある資本資産 (capital asset) であって、その売却に基づく利得ないし損失は他の資本資産と全く同様に認識されるべきである。」

ところが、これに対しては早速、当の会計手続委員会の委員長である G. O. May から再反論の論文が発表された。しかし、その再反論は当時既に理論的に克服されていた資産説に対する批判であり、また目新しい論点が指摘されているわけではないので、それにはこれ以上ふれない。

二 資本相殺説の系譜⁽⁸⁾

これは自己株式の取得をもって資本の減少とみなし、それを貸借対照表上で資本金および払込剰余金からの控除として表示する立場である。文献的考証の限りでは、資本相殺説を最も早く主張した論者の一人は W. A. Paton であろう。彼は一九一九年の論文で初めて自己株式の性格を真正面から論じた。そこでの主張は要するに、自己株式は本質的に未発行授權株式と同じであり、未発行授權株式が発行されたときは資本が増加するのであるから、それが会社によって回収されたときには、その分だけ資本が減少するというものである⁽⁹⁾。なお、Paton はその後の一連の著書でも一貫してこの立場を採っている。

続いて T. Conyngton, R. J. Bennett & P. W. Pinkerton がこの説を支持した。彼らは自己株式を「少なくとも一時的には資本の減少」をもたらしものとして性格づけ、その測定基準として発行口別の払込価額主義を唱えた⁽¹⁰⁾。

ところが、これに対しては同じく資本相殺説をとる S. Gundelinger から反論がでた。彼は発行口別の払込価額主義を「全く適用不可能」として、平均の払込価額に基づいて会計処理すべきことを主張した⁽¹¹⁾。

次に J. R. Wildman & W. Powell はその共著『無額面株式』(一九二八年)において、資本相殺説の妥当性を次のように明快に説いた。

「自社株式を価値ある対価と交換することが資本を創出するという効果をもつならば、価値ある資産を自社株式(発行済の自社株式——伊藤注)と交換することは、創出された資本を減少するという効果をもつと思われる。」⁽¹²⁾

「この理論を説く者(資産説支持者のこと——伊藤注)は、自己株式は払出資本(Paid-out capital)を表わし、したがって資本が払い出されれば資本は減少するという基本的事実を見失っているように思われる。」⁽¹³⁾(傍点は伊藤)

この後も資本相殺説の系譜は続くのであるが、権威ある会計団体ないし機関の発表した会計原則で注目すべきは、

AAAが一九四八年に発表した「会社財務諸表の基礎をなす会計諸概念および基準⁽¹⁴⁾」である。同「基準」は自己株式の会計処理について次のように指示した。

「会社が自社株式を取得するために支出した額は、そのような株式が再発行可能であると否とを問わず、取得した株式にかかわる按分比例額だけ払込資本の減少として処理すべきである。再取得株式に対する支出額が払込資本の按分比例減少額を超えるならば、当該超過額は留保利益の分配として処理すべきである。再取得株式の再発行は、会社の株式の原始発行と同じ方法で会計処理すべきである。」

実に徹底した立場である。自己株式会計論をめぐる他の見解などは、まるで歯牙にもかけないようである。その徹底ぶりは、同じAAAから発表された一九三六年版および四一年版の会計原則と比較すれば明白である。⁽¹⁵⁾

以上から資本相殺説に共通する特徴を簡単にいえば、自社株式の発行が払込資本の増加をもたらすのであるから、反対に発行済の自社株式の再取得は払込資本の減少を生ぜしめるといふ、いわば経済的実質に照らした考え方であるといふことができよう。

三 純資産控除説の系譜

この立場は、自己株式をもって株主持分全体に対する未配分の減少ないし控除とみるものである。この立場の根底にあるのは、自己株式を次の処分を待つ過渡的状态にある株式とみる見方である。これは言い換えれば、自己株式の再取得と再発行とを密接不可分の単一の取引とみる見方でもある (one-or single-transaction concept)。この見方は資本相殺説の根底にある、自己株式の再取得と再発行とを別個独立の二つの取引とみる見方 (two-or dual-transaction concept) と対立するものである。

実は、この立場を単独ないし純粹にとる論者はそれほど多くはない。しかし、なかでも A A A の一九三六年版の會計原則は、この立場を代表するものである。それは次のとおりである。

「再取得した株式が再発行可能である場合には、その原価は資産ではなく資本金および剰余金の未配分の減少とみなされるべきである。また当該株式が再発行不能であるか、または未発行株式もしくは消却株式の状態にあるならば、その原価は資本が正式に減少された額まで資本金勘定にチャージすべきである。」

ここに示した立場は一見、純資産控除説と資本相殺説との折衷説であるかのようにである。しかし、そうではない。再取得した自社株式が再発行不能であるか消却株式の状態にあるならば当然に、それを減資と同様の処理によって払込資本を減少すべきであり、われわれが問題にしている自己株式とは、そうではなくその後の処分がまだ決まっていない再取得株式だからである。この立場は、そのような再取得株式を「資本金および剰余金の未配分の減少」とみるのである。これは典型的な純資産控除説である。

この系譜に属するものには、ほかに W. A. Paton & A. C. Littleton 共著の『会社会計基準序説』がある。彼らは同著で上の A A A の立場と同じ見解を示している。これは『序説』が上の一九三六年版会計原則の理論的・体系的解説書として書かれたことを考えれば、むしろ当然である。

- (1) Henry R. Hatfield, *Modern Accounting*, New York: D. Appleton and Company, 1909, pp. 151-153.
- (2) Henry R. Hatfield, *Accounting Its Principles and Problems*, New York: D. Appleton and Company, 1927, p. 182.
- (3) Robert H. Montgomery, *Auditing Theory and Practice*, New York: The Ronald Press Company, 1912, p. 138.
- (4) Robert H. Montgomery, "Dealings in Treasury Stock: We Call It Capital—The Courts Call It Income," *Journal*

of *Accountancy*, Vol. 65 (June 1938), pp. 466-479.

- (5) American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure, "Profits on Losses on Treasury Stock," *Journal of Accountancy*, Vol. 65 (May 1938), pp. 417-418.
- (6) 確かにいふ点は、資本相殺説の否定にいなさる。しかつ、この点はまた、資産説になく後に決る剰余金控除説にいなさる。いかなるものも、Montgomery の資産説を主張した。
- (7) George O. May, "Recent Opinions on Dealings in Treasury Stock," *Journal of Accountancy*, Vol. 66 (July 1938), pp. 17-22.
- (8) ここでは純粹の資本相殺説の系譜だけを取りあげようといふに注意をせたい。すなわち資本相殺説を基礎とし、それに何らかの形で他の見解を加味した折衷説はここには含まれてゐない。
- (9) William A. Paton, "Some Phases of Capital Stock," *Journal of Accountancy*, Vol. 27 (May 1919), pp. 329-335.
- (10) Thomas Conynghton, R. J. Bennett & Pawl W. Pinkerton, *Corporation Procedure: Law, Finance, Accounting*, Book III, New York: The Ronald Press Company, 1922, pp. 1125-1126.
- (11) S. Gundelinger, "The Principles Which Should Govern the Determination of Capital and the Amounts Available for Distribution of Dividends in the Case of Corporations, With Special Reference to the System of Capital Stocks without a Par Value," *Journal of Accountancy*, Vol. 38 (July 1924), p. 36.
- (12) John R. Wildman & Weldon Powell, *Capital Stock without Par Value*, Chicago: A. W. Shaw Company, 1928, p. 86.
- (13) John R. Wildman & Weldon Powell, *op. cit.*, pp. 90-91.
- (14) American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements*, 1948. Revision.
- (15) 一九五七年版の会計原則でも、同じく資本相殺説を奨励されてゐる。
- (16) American Accounting Association, *A Tentative Statement of Accounting Principles Underlying Corporate Financial*

Statements, 1936.

(17) 例えば償還優先株式が償還もしくは市場で買入れられた場合を想起された。

(18) William A. Paton & A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, Evanston, Illinois: AAA, 1940, p. 115.

第三節 M B C A 成立前の会社法自己株式規定

一 自己株式取得制限規定の立法趣旨

以上は会計界における従来の自己株式会計論であるが、次に目を転じて自己株式をめぐる会社法の規定をみてみることにしよう。この考察は法規定そのものを明らかにするためだけでなく、従来の自己株式会計論の系譜に加えて新たに登場し、後にそれらと拮抗する地位にまでのぼるもう一つの系譜導入の伏線を張るためにも重要である。

一般的にいつてアメリカの制定法および判例は、会社による自己株式取得を禁止するイギリス法を継受しなかった。制定法または判例において、会社による自己株式取得を禁止している州はごくわずかにすぎない。⁽¹⁾ またアメリカでは、自己株式取得の問題を「権限ゆ越」(ultra vires)の原則に照らして論ずることは不適當だとされ、それを事業経営の必要性に応じた財務構造の調整とみるのがよいとされている。⁽²⁾

ところで、自己株式の取得⁽³⁾を授権している州会社法のほとんどは、何らかの形の制限を明文をもって課している。それを大別すると次の四つのタイプになる。⁽⁴⁾

- (a) 会社は利益剰余金からする場合を除き、自己株式を購入してはならない——利益剰余金基準
- (b) 会社は剰余金からする場合を除き、自己株式を購入してはならない——剰余金基準

(c) 自己株式の購入によって表示資本が減損される場合には、会社は自己株式を購入してはならない——資本減損禁止基準⁽⁵⁾

(d) 会社が支払不能の状態にあるか、もしくは自己株式の購入によって支払不能となるか、または債権者の権利を害するときは、会社は自己株式を購入してはならない——支払不能禁止基準

以上四つのタイプのうち、一九五〇年以前には(b)ないし(c)のタイプの規制を採用する州会社法が多かった。⁽⁶⁾

なお興味深いことは、*Accounting Review* 誌と A I A の「州会社法特別委員会」(Special Committee on State Corporation Laws) がそれぞれ一九三三年と一九三五年に当時の州会社法における自己株式規定を調査し、その結果を報告していることである。⁽⁷⁾ この歴史的事実を知っておくことは、後の立論との関係で有益であろう。

それでは会社法はなぜ、このような制限を加えるのであろうか。簡単にいえば、その理由は会社がその資産を引出し、債権者保護に必要な資本を減損することを防止するためである。⁽⁸⁾ すなわち、基本的には債権者保護の要請からである。いってみれば、このような制限(ただし、上記制限のうち(d)を除く)は信託基金原理と表裏の関係にあるのである。したがってもし会社が自己株式を剰余金から購入するならば、債権者はそれに対して不服を申し立てるいささかの理由も見出しえないとされる。⁽⁹⁾ このことを別の言葉で表現すると、こうである。

「仮に会社が自社株式の購入によってその資本を減少することを許されるとすれば、それは債権者が会社への与信時に信頼したと予想される資本を株主に返還することを許容することにほかならない。したがってもし会社が何の制限もなしに自社株式を購入することを許されるならば、会社に対して残余的権益しかもたない株主が資本を部分的にあるいは全面的に引出し、その危険の一部を会社債権者に転嫁することが可能となってしまう。⁽¹⁰⁾」

簡けいな言葉で的確に表現されているのでほとんど説明を要しないが、一言でいえば、自社株式の購入によって表

示資本が減少するという法律構成をとると、表示資本額を頼りにしている会社債権者を詐害することになるというのである。現に大部分の州会社法もそのような法律構成をとっていない⁽¹¹⁾。つまり会社法がこのような法律構成から免れるために考え出されたのが、ほかでもない先の(a)ないし(c)の制限だったのである。

このように会社法における自己株式取得制限規定は、債権者保護のために自己株式の取得財源を剰余金または利益剰余金に限定し、自己株式の取得時にその取得原価だけそのような財源を凍結することによって、表示資本の違法な減少を防止することを意図している。しかしまた、それは同時に株主の保護をも意図している。というのは、自己株式の売買を無制限に許すことは株価操作への道を開き、その結果株主が不利もしくは危険な立場に置かれることになるからである⁽¹²⁾。

以上要するに、会社法における自己株式取得制限規定の趣旨は、債権者および株主保護のために第一に法的手続に従わない表示資本の減少を防止すること、第二に自己株式の取得原価だけ剰余金ないし利益剰余金を凍結し、配当およびそれ以後の自己株式の取得に使用しえないようにすることにある。

なお、これまでの論述からも示唆されるように、先に掲げた制限のうち(d)の支払不能禁止基準は厳密には上述の自己株式取得制限規定の趣旨と異なることに注意しなければならない。(a)ないし(c)の制限と(d)の制限は債権者(および株主)の保護を企図している点では一致するものの、後者はそのような保護を支払不能というテストを媒介として行なうのに対し、前者は信託基金たる表示資本(あるいは払込資本)の維持を手段として行なうからである。本章の主題に関係があるのは前者であるから、以下の論述はもっぱらそれに限定する。

そこで以下、(a)ないし(c)のタイプの州会社法を順を追って具体的に検討することにする。

二 会社法自己株式規定の検討

(A) 利益剰余金基準

この基準を採用する州は、配当制限基準としてこの基準を採用する州と大体において一致する。その例外は例えばミシガン一般会社法である。同法は配当制限基準として利益剰余金基準を採用する一方、自己株式の取得制限として資本減損禁止基準をとっているからである。

この基準を最も早く規定したのがカリフォルニア州で、それは一九三一年にさかのぼる。続いて一九三三年にイリノイ州やミネソタ州がこの規定を採択し、その後若干の州がそれに続いた。なるほどこの基準は、採択した州の数では他の基準に劣るが、しかし一九三一年以降その数が決して急激ではないが着実に増えていることは特記されてよい。それは数の多寡というような形式的事実にはその意義があるのではなく、会社法における基本的枠組にある、一つの変化が起こりはじめたことを象徴的に物語るところにその重要な意義があるのである。

果たして、*Accounting Review* の "Editorial" もこの事実を注視した。そして、次のように述べた。

この傾向は、法定資本とは異なる払込資本に新たな意義が与えられつつあることを意味するものといつてよい。会計業界は、このような基本姿勢の漸次的変化に貢献してきた。つまり、信託基金原理が株主の全額出額にまで拡張されつつあるのである。また、このことから次のように推論できる。払込資本に重きを置くことによって法定資本概念の意義は弱められつつある、と。すなわち、立法者が維持しようとする「神聖な資金」(sacred fund) は、払込資本の一部ではなくて、払込資本の全体である、⁽¹³⁾と。

ここに示されている推測がいささか希望的観測のきらいがあり、かつ割り切り方がその明快さとは裏腹に単純にすぎない点ばかりだが、それは別として基本的にはこのような特徴的傾向——払込資本の重視——の指摘には賛成で

きる。

そこで、このような認識をふまえて、以下では特に利益剰余金基準を採択したカリフォルニア法とイリノイ法を検討することにしよう。

〈カリフォルニア法〉

一九三一年一般会社法の自己株式に関する規定は一九三三年に若干修正され、さらに単行法として民法典から独立した一九四七年法では条文がヨリ詳細となった。しかし自己株式に関する規定のうち、われわれが関心をもつ部分については重要な改正ないし変更はほとんどなかったので、以下では一九三三年法を基本として考察し、一九三一年法および一九四七年法との違いについてはその都度ふれることにする。

まず、自己株式に関する規定のうち関係のある部分だけを下に訳出しよう。

三四二条（会社による自社株式および持株会社の株式の取得）

「会社は以下の各号に掲げる場合を除き、自社または自社を支配する会社が発行した株式を直接または間接に購入してはならない。

- (1) ……（償権等の取立のためにする場合）
- (2) ……（反対株主から自社株式を買取る場合）
- (3) ……（会社が自社株式を再購入する選択権を与えるか、またはそれを義務づける契約のもとに、従業員から自社株式を購入する場合）
- (4) ……（端株を消却する場合）

(5) …… (償還株式を償還価格を超えない価格で償還または購入する場合)

(6) …… (株式の転換のためにする場合)

(7) …… (表示資本の減少のためにする場合)

(8) 定款の定めに従い、利益剰余金からなす場合

本条の(1)ないし(5)号にあっては、株式はこれを表示資本またはあらゆる剰余金から取得することができる。本条(8)号のもとでの利益剰余金からの購入は、本条の他の号のもとで授權される場合に限定されない。

本条のもとで授權される場合で、利益剰余金または払込剰余金から自社株式を購入したときは、当該利益剰余金または払込剰余金はこれを、当該株式の購入価格に等しい額だけ減額しなければならず、それによって表示資本は影響を受けない。

……………⁽¹⁴⁾

三四二条 a (自社株式の取得の効果)

「会社が民法典三四二条の(1)ないし(8)号に従い利益剰余金から……自社株式を取得した場合には、当該株式を自己株式として保管することも、または(取締役会の任意により)消却することもできるが、……民法典三四八条のもとで当該目的(減資目的——伊藤注)に適した正当な手続がとられない限り、当該株式の取得によっても、または消却によっても表示資本は変化しないものとする。

……………⁽¹⁵⁾

三四二 b 条 (自己株式)

「自己株式は議決権も配当請求権ももたず、いかなる目的にも社外株式とみなしてはならず、かつ配当可能剰余金

の計算の目的、自社株式の購入の目的もしくは株主へのそれ以外のいかなる分配にも資産とみなしてはならない。定款に別段の定めがある場合を除き、当該自己株式はこれを、表示資本を減少することなしに消却し未発行授權株式の地位に復することができ、また取締役会が定める対価をもって処分することができる。かつ当該受取対価はこれを、純資産が表示資本額を下回る欠損金を填補するのに必要な場合を除き、払込剰余金⁽¹⁶⁾に付加しなければならぬ。

い。
 ……………⁽¹⁷⁾

以上の規定でまず注意すべきは、三四二条一項で授權されている八種類の自己株式の取得のうち、(8)号は他の(1)ないし(7)号とは「別個独立」のものであるという点である⁽¹⁸⁾。われわれが本章において問題としているのは、いうまでもなく上述の(8)号にいう自己株式の取得である。したがって以下で「自己株式」という場合には、そのようにして取得された株式を指す。

そこで、以上三つの条文から明らかになった点を要約すると次のようになる。

- (イ) 利益剰余金からのみ自己株式を取得することができる。
- (ロ) 自己株式を取得したときは、その取得原価だけ利益剰余金を減額しなければならない。表示資本は不変。
- (ハ) 自己株式は消却することができるが、それによって表示資本は減少しない。表示資本を減少するためには、自己株式の消却という事実とは関係なく、三四八条に定める正式の減資手続（発行済社外株式の過半数を所有する株主の同意を含む）を経なければならない。

(ニ) 自己株式は資産とはみなしえず、したがって配当可能剰余金の計算等の目的のためにはそれを除外しなければならない。

(H) 自己株式を売却した場合には、表示資本に欠損が生じている場合を除き、その受取対価全額を払込剰余金としなければならぬ。

まず(イ)について。同法の権威ある注釈書によれば、このような制限は「会社が自社株式によって投機を行なうことを制限する」ために設けられたものである¹⁹⁾。そして、その購入財源をことさら利益剰余金に限定したのは、實際上、無額面株式の全対価が払込剰余金とされることもあるので、剰余金からとすると、ゆゆしき濫用を招く恐れがあるという判断によるものとされる²⁰⁾。

次に(ロ)の点は会計的に重要な意味をもつ。それは、法が自己株式の取得に対する会計処理を特定しているからである。この会計処理は二重の意味で注目値する。第一は自己株式の購入によって表示資本を減少させない点、第二は購入原価をもって利益剰余金を直接に減額させる点である。まず第一点について、注釈書は次のように説明している。「この明文をもってする指示の目的は、『利益剰余金からのみ』(only out of earned surplus)自己株式を購入することができると法律が要求しているのに、あらゆる自社株式の購入を『資本金』(capital stock)または表示資本の減少として処理する誤った会計方法を禁止することにある²¹⁾。」

この注釈者が同法の有力な起草者の一人であることを考えれば、その立法趣旨がヨリ鮮明となるであろう。すなわち、この規定は資本相殺説を否定し、それを明文をもって禁止するために設けられたのである。いってみれば、これは当時の会計界の通説に対する挑戦であった。現にこの規定の登場は、会計界に大きな波紋を投げかけた。その波紋の輪がどのように広がっていったかは、次節以降の論述から明らかになるであろう。

次に第二の点、すなわち利益剰余金の直接的控除を義務づけた点について述べる。これは第一の点と密接な関係にはあるものの、両者は選択の余地のない必然的關係にあるものではないことに注意すべきである。すなわち、利益剰

余金の直接的控除以外の処理法によっても、表示資本を不変に維持できるということである。ただここでは、表示資本の不変という効果と利益剰余金の直接的控除という会計処理は一つの結びつきであって、それは幾つかの代替的結びつきの一つにすぎないこと、そしてこの結びつきを唯一のものとみるか否かという判断が後の自己株式会計論の展開を左右したことだけを指摘するにとどめておこう。

しかし、カリフォルニア法は利益剰余金の直接的控除という処理法を選択した。その理由は「剰余金からの配当声明を許しながら、さらにその剰余金を今後の配当に充当させるために留保しておくことがバカバカしいのと全く同様に、法律が剰余金を減少させることなしに「剰余金からの」(out of surplus)株式の購入を許すことはバカげている⁽²²⁾」というものである。この引用文中にいう「剰余金」という用語はカリフォルニア法のもとでは厳密にはすべて「利益剰余金」とすべきであるが、それは別として、ここでは自己株式の購入の効果が配当とのアナロジーによって規定されているのである。それはそれで筋が通っている、と私は思う。

続いて(イ)に移ろう。これはカリフォルニア法に固有の特徴である。カリフォルニア法以外の州法のもとでは、自己株式の消却によって当然に表示資本が減少すると定められているからである。カリフォルニア法のこの特徴は、資本と株式の切断を徹底させた結果といえよう。その徹底ぶりは、「カリフォルニア法ならではの」という感を深くさせる。

しかし、この特徴は他の州法と比較した場合、一つの長所をもっている。それは、他の州法の大部分が取得した自己株式を株主の承認なく取締役会の決議により消却し、それに伴って容易に表示資本を減少することを許容しているのに対し、カリフォルニア法のもとでは必ず株主の承認を含む正式の減資手続を経なければならぬからである。債権者保護という点で、明らかにカリフォルニア法の方が優れている。

次に(ロ)の点はほとんど説明を要しないであろう。自己株式は資産ではないのであるから、配当可能剰余金の算定か

ら除外されるのは当然である。

最後の(㊦)の点は會計的に重要である。これは自己株式の再売にあたって、その再売価額全額を払込剰余金に貸記するという會計処理を明定しているからである。これに代わる処理法としては、自己株式の取得時に減額した利益剰余金を再売時に回復させる方法が考えられる。しかしカリフォルニア法がこの代替的処理法を採用しなかったのには、それなりの理由がある。それは、自己株式の再売によって利益剰余金を回復することを許すと、それが再び自己株式の購入財源にあてられ、その結果として会社による株価操作や投機が行なわれる危険性があるという理由である。⁽²³⁾結局カリフォルニア法のもとでは、自己株式の取得によって減額された利益剰余金は恒久的に回復することはないのである。このような措置は、同法が自己株式による投機の濫用をできるだけ抑止することにかに腐心したかを物語るものである。

以上要するに、カリフォルニア法における自己株式會計は利益剰余金の恒久的減少型(ただし、表示資本に欠損が生じている場合を除く)として特徴づけることができる。

ヘイリノイ法

まず、一九三三年イリノイ事業会社法の自己株式に関する規定を訳出しよう。

六条(自社株式を取得する会社の権能)

「会社は自社株式を購入し、引取り、受領し、もしくはその他の方法で取得し、保有し、所有し、それに動産質権を設定し、譲渡し、またはその他の方法で処分することができる。ただし、会社の純資産が表示資本、払込剰余金、資産の未実現増価もしくは再評価から生ずる剰余金および会社への株式の提供から生ずる剰余金の総額を下回って

いるとき、または自社株式を購入することによって純資産が前記総額を下回るときは、会社は直接的であると間接的であると問わず、自社株式を購入してはならない。

二条(諸定義)

「……………」
(j) 会社にある自社株式は、これを「発行済」(issued)株式とはみなすが、「社外」(outstanding)株式とはみなさない。

……………」
(m) 自社株式を購入する会社の権能を決定し、並びに会社の配当を声明し支払う権能およびそれに関する取締役の責任を決定する目的のためには、「純資産」(net assets)には会社にある自社株式を含めてはならない。

「……………」
まず六条について、同法の起草にあたったシカゴ法曹協会の会社法委員会は、この規定は大体において、利益剰余金からのみ自社株式を購入しようとするルールと等しく、ただ利益剰余金を十分に定義することが困難なために、このような規定の仕方をとったと説明している。⁽²⁴⁾

本条では自社株式の購入財源を間接的に算定するために、純資産と比較されるべき項目として表示資本のほかに払込剰余金、増価剰余金、株主による会社への株式の購与から生ずる剰余金が挙げられている。両者の差額が果たして利益剰余金に一致するかどうかは、払込剰余金の定義のいかんにかかっている。同法における払込剰余金の定義(二条一項(1)号)は既に第三章で示したので、ここでは繰返さない。ただ、それで問題となるのは、自己株式の売買益と

株主以外からの贈与が払込剰余金に含まれるか否かということである。結論から先にいえば、同法のもとでは両者とも六条に挙げられている剰余金には含まれず、いつてみれば利益剰余金の構成項目とされる。まず前者について、注釈書は次のように述べている。

「自己株式の売買から生ずる剰余金は、大部分の会計専門家によって利益剰余金とは認められていないが、そのような剰余金は六条に挙げられたタイプの剰余金には含まれず、したがって自己株式の購入に使用しうるであらう。⁽²⁵⁾」

現にイリノイ州の法務長官は一九三三年十一月十日付で、そのような剰余金は払込剰余金ではなく利益剰余金に含まれるべきであるとの通達を出している。⁽²⁶⁾ ちなみにいえば、イリノイ法ではこのような立場が現在でも堅持されている。

もう一方の株主以外からの贈与は、払込剰余金の定義に含まれていないのであるから、利益剰余金と解するしかない。

さて、六条の自己株式規定の意図はどこにあるのであろうか。それは端的にいえば、自己株式の購入に充当された剰余金を以後の配当および自己株式の購入に使用しえなくすることにある。このことは、二条一項(m)号の「純資産」の定義および同(k)号の「表示資本」の定義から導かれうる。前者については既に示したので、後者についてのみふれよう。(k)号の定義は、自己株式との関係だけについていえば、自己株式の購入によって表示資本額が減少しないことを規定している。なぜならその定義によれば、表示資本はすべての「発行済」株式に基づいて計算され、かつ(j)号の定義により自己株式は「発行済」株式とされるからである。

六条の意図が、自己株式の購入に使用された利益剰余金の「凍結」(freezing)にあるとすれば、それを貸借対照表

および会計処理に反映させる必要がある。このことについて同法の注釈書の第一版は沈黙していたが、その第二版は次のように解説している。

「これ(すなわち凍結——伊藤注)は自己株式の取得原価を利益剰余金からの控除として示すことができる。しかし、そのような状況はまた、自己株式の取得原価だけ利益剰余金が拘束されていることを説明するカッコ書か脚注によって示すこともできる。」⁽²⁷⁾

この解説は、われわれにとって極めて重要である。ここでは独立の会計処理法として利益剰余金控除法が指摘されているからである。しかし、もう一つ重要な点は、必ずしも独立の会計処理法ではないが、利益剰余金を直接控除せずに、それが拘束されていることをカッコ書か脚注で示すことの可能性が示唆されていることである。実は、この点は後の自己株式会計論の展開との関係で重要な意味をもつ。

とにかく一九四〇年代までに、イリノイ法では自己株式の会計処理法として利益剰余金を直接減額する方法が示されていた。この点では先のカリフォルニア法と同じである。では、両者は全く同じなのだろうか。そうではない。重要な点で異なる。それは自己株式の処分時点の会計処理である。この点について注釈書は次のように指示する。

自己株式の購入によって、その取得原価に等しい利益剰余金を「凍結する」という効果は、当該株式が会社の金庫に保管されている限り継続する。しかし関係条文を分析すれば、当該自己株式がその取得原価を下回らない価格で再売されれば、処分された当該利益剰余金は回復され、以後の配当および自己株式の購入に使用できるようになる。同様に自己株式の消却による表示資本の正式の減少は、処分された当該利益剰余金とその表示資本の減少額を超えない限りにおいて、当該利益剰余金の凍結を解除する。もし自己株式がその表示資本額を超える価格で購入され、後にそれが消却されるならば、凍結された利益剰余金のうちその超過額に相当する部分は恒久的に減少する。⁽²⁸⁾

カリフォルニア法との違いは明白であろう。すなわち、カリフォルニア法では自己株式の取得によって利益剰余金が直接減額され、後の処分によってもそれは恒久的に回復することがないのに対し、イリノイ法では自己株式の取得によって利益剰余金を直接減額する必要はなく（もちろん、そうしてもよい）、利益剰余金を特定目的の他の利益剰余金に振替え凍結するだけでよく、また後の処分によってその凍結が解除されるのである。

以上要するに、イリノイ法のもとでは利益剰余金の、一時的減少型の自己株式会計が指示されているのである。

(E) 剰余金基準

剰余金基準として最も有名なものは、ニューヨーク刑法の六四四条である。それは次のように定めている。⁽²⁹⁾

「株式会社取締役で、剰余金以外の会社資金の一部を直接または間接に自己株式の購入に使用することを意図する取締役会の決議で賛成票を投じたか、または賛成した者は、これを軽罪 (misdemeanor) に処す。」

また、オハイオ一般会社法の次の自己株式規定もよく知られている（一九三九年改正法⁽³⁰⁾）。

四一条（会社による自己株式の購入）

「会社は以下に掲げる各号の場合に限り、自社が発行したいかなる種類の株式をも購入することができる。

(1) ……（償還株式の購入）

……………

(8) 各種株式の議決権に対する制限もしくは拘束に関係なく各種社外株式の三分の二の株式、または定款がそれ

とは異なる要件を規定もしくは許容する場合で各種株式の過半数を下らない株式を所有する株主の賛成決議によって授権されたか、または定款による授権を条件として取締役会によって授権された場合で、会社の資産が

負債および表示資本の総額を超える剰余金の限度内においてする場合。

(9) ……(表示資本の正式の減少手続に従ってする場合)

配当を声明し支払う目的、自社株式を購入する目的または株主へのそれ以外の分配をする目的のために、会社の資産が負債と表示資本の総額を超える額を決定するにあたっては、自己株式は、これを会社の資産とみなしてはならない。」

この規定で重要なのは、いうまでもなく一項(8)号と二項である。ただ、オハイオ法は自己株式の購入財源という点で先に検討したイリノイ法と異なるものの、イリノイ法と基本的に同じ法律構成によっているため、この規定の主たる意図は、自己株式の購入に充当された剰余金を後の配当や自己株式の購入に使用しえないように「凍結する」ことにある。⁽³¹⁾したがってオハイオ法の分析を改めて行なう必要はないであろう。

また同法の有権的な注釈書は、自己株式の会計処理法ないし貸借対照表表示法に関連して、資本相殺法と純資産控除法(もちろん資産法も)は同法の要件に合致しないと評釈していることから、⁽³²⁾オハイオ法では剰余金の、一時的減少型の自己株式会計が意図されているということができる。

(C) 資本減損禁止基準

資本減損禁止基準の代表はデラウェア法とミシガン法である。ここでは後者を簡単にみることにする。

ミシガン一般会社法は一九三五年に、従来の自己株式規定を一部改正した。改正以前にも同法は資本減損禁止型の定めを置いていたが、一九三五年改正法は従来の規定に加えて、その会計処理について新たに指示した点で注目にする。同改正法の規定は次のとおり。⁽³³⁾

一〇条（会社の権能）

「定款に別段の定めがある場合を除き、また当該会社がそれに準拠して設立された法律に違反する場合を除き、いかなる会社も以下の各号に定める権能を有する。

-
- h 自社株式を取得し、購入し、保有し、売却し、かつ譲渡することができる。ただし、それによって会社の資本金が減損される場合には、会社は自社株式の購入に資金または財産を使用してはならない。さらに会社は、自社株式の当該購入原価を剰余金からの控除として示すか、または当該自己株式の購入に充当され、したがっていかなる種類の配当、自社株式の追加的購入もしくはその他の目的のために使用しえない剰余金額を示すような方法で剰余金を分類することによって、当該購入の累積的効果を示すように帳簿および記録をつけ、かつ州および株主あての年次報告書を作成しなければならない。.....」

この規定で重要なのは、自己株式の会計処理ないし表示法として剰余金からの控除と剰余金の再分類という二つの方法が指示されていることである。ただし注意すべきは、前者は一つの独立の方法として認めることができるが、後者はそうではないということである。なぜなら、ただ単に自己株式の取得原価に相当する剰余金を他の何らかの剰余金に振替えるだけでは、自己株式の取得を満足に会計処理または表示できないからである。もっと端的にいえば、そうするためには自己株式の取得原価だけ株主持分の何らかの勘定（またはその全体）から控除しなければならないのである。したがってこの剰余金の再分類という方法を用いるためには、他の何らかの方法を併用することが必要となる。以上要するに、ミシガン法のもともども、これまでに検討してきた他の州法と同様に、独立の自己株式会計としては剰余金控除法しか指示されていないことができる。

- (1) Henry W. Ballantine, *Ballantine on Corporations*, rev. ed., Chicago: Callaghan and Company, 1946, p. 604, n. 4.
- (2) Henry W. Ballantine, *op. cit.*, pp. 604-605.
- (3) 「自己株式の取得」として表現せし「自己株式」(Treasury stock)の本来の定義からすれば明らかに矛盾であるが、この用語の出生國であるアメリカの文献では(ときには法律でも)この表現がそれほど抵抗なく用いられているので、私も余り神経質にならずにこの表現を用いることにする。
- (4) リビッド示した分類法は、R. P. Marple の分類法を私なりに修正したものであり、Raymond P. Marple, *Capital Structure and Corporate Net Worth*, New York: The Ronald Press Company, 1936, p. 55.
 なお、この四のタイプの中の剰余金基準と資本減損禁止基準は実質的には同じものであるが、あえてそれらを分けて示した。
- (5) 判例であることは、この基準が伝統的に最も支配的であった。この基準をとった判例としては例えは *Clapp v. Peterson*, 104 Ill. 26; *Grasselli Chemical Co. v. Actna Powder Col*, 258 Fed. 66; *Du pont v. Dupont*, 242 Fed. 98 等をあげよう。
- (6) 例えは R. P. Marple 一九三三年一月現在の各州の自己株式規定を調査し、次の二に示すような一覽表にまとめらる。私の分類法とやや異なるが、参考にならんと思われるので、ここに掲げておく。
- (7) Editorial, "Treasury Stock," *Accounting Review*, Vol. 8 (December 1933), pp. 336-337; American Institute of Accountants, "Statutory Provisions Relating to Treasury Stock," *Bulletin No. 140*, December 16, 1935, pp. 25-28.
- (8) Henry W. Ballantine, *op. cit.*, p. 605.
- (9) Robert S. Stevens, *Handbook on the Law of Private Corporations*, St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1936, pp. 240-41.
- (10) Raymond P. Marple, *op. cit.*, p. 59.
- (11) Henry W. Ballantine, *op. cit.*, p. 605.
- (12) Wilber G. Katz, "The Illinois Business Corporation Act," *Wisconsin Law Review*, Vol. 12 (June 1937), p. 477.
 以下、Raymond P. Marple, *op. cit.*, p. 60.

<u>TYPE OF PROVISION</u>	<u>NUMBER OF STATES</u>
Purchase not allowed	2
Purchase allowed, but only from surplus	11
Purchase allowed, but only if capital not impaired	8
Purchase allowed, but only if certain miscellaneous restrictions conformed to	3
Purchase allowed, without statutory limitation	6
No statutory provision.....	18
	48

(from Raymond P. Marple, *op. cit.*, p. 55)

- ed.), pp. 178-179.
- (21) Henry W. Ballantine, *California Corporation Laws*, 1932, p. 312.
 - (22) Henry W. Ballantine & Graham L. Sterling, Jr., *op. cit.* (1938 ed.), p. 179.
 - (23) Henry W. Ballantine, *California Corporation Laws*, 1932, p. 308.

- (13) Editorial, *op. cit.*, p. 337.
- (14) 同条は一九三一年法では三四二条および三四二a条、また一九四七年法では一七〇六条、一七〇七条、一七〇九条に分割して規定されている。
- (15) この規定は一九三一年法では三四二a条、一九四七年法では一七〇九条となっている。
- (16) 一九三一年法では「これは「表示資本または払込剰余金」となっていた。これが一九三三年法で「払込剰余金」に変わったのは、「自己株式の売却は株式の原始発行と同様に処理される必要はない」という理由に基づいたものである。Henry W. Ballantine & Graham L. Sterling, Jr., *California Corporation Laws*, Los Angeles: Parker, Stone & Baird Co., 1933 Supplement, p. 132.
- (17) この規定は一九三一年法では同じく三四二b条、一九四七年法では一七〇四条となっている。
- (18) Henry W. Ballantine & Graham L. Sterling, Jr., *California Corporation Laws*, Los Angeles: Parker & Baird Co., 1938 ed., p. 179.
- (19) Henry W. Ballantine, *California Corporation Laws*, Los Angeles: Parker, Stone & Baird Co., 1932, p. 308.
- (20) Henry W. Ballantine & Graham L. Sterling, Jr., *op. cit.* (1938

- (24) The Corporation Law Committee of the Chicago Bar Association, *The Illinois Business Corporation Act Annotated*, Chicago: The Foundation Press, Inc., 1934, pp. 39-40.
- (25) The Corporation Law Committee, *op. cit.*, p. 40.
- (26) *Opinion No. 526*, 1933 O. A. G. 715.
- (27) The Corporation Law Committee of the Chicago Bar Association, *The Illinois Business Corporation Act Annotated*, 2nd ed., Chicago: Burdette Smith Company, 1947, p. 53.
- (28) The Corporation Law Committee, *op. cit.* (1934), p. 40. 1947, p. 53.
- (29) 同法は、Gilbert's Annotated Penal Code, 1940 を用いた。
- (30) 同法は、次の注釈書と採録を合わせた。Elwyn G. Davies, *A Treatise on the Law of Corporations Based on the General Corporation Act of Ohio*, Cincinnati, Ohio: The W. H. Anderson Company, 1942.
- (31) Elwyn G. Davies, *op. cit.*, pp. 707-708.
- (32) Elwyn G. Davies, *op. cit.*, pp. 711-712.
- (33) 同法は、Mason's 1940 Cumulative Supplement to the Compiled Laws of Michigan, 1929 を用いた。

第四節 (利益) 剰余金控除説の生成と発展

一 登場

前節で述べた州会社法の自己株式規定は、従来の自己株式会計論の系譜に加えて新たな「第三の理論」(厳密には「第四の理論」)登場の契機となった。この理論こそが、いわゆる剰余金控除説(ないし利益剰余金控除説)である。歴史的流れにそくしていえば、それは資産説を超越した資本相殺説に対する批判論として登場したものであり、そこにこの理論の最大の意義がある。そこで以下、剰余金控除説(ないし利益剰余金控除説)の系譜を歴史的にたどるこ

とにする。

(A) P. F. Brundage (一九二六年)

文献的考証に基づく限りでは、剰余金控除説を最初に提唱したのは P. F. Brundage である。Brundage は無額面株式の全般的な処理を主題とする論文⁽¹⁾を一九二六年に発表した。彼は同論文で自己株式の会計処理法についても論及し、「無額面自己株式の購入および再売の記録法に関しては、かなりの意見の相違がある」として以下の三つの処理法を掲げた⁽²⁾。

- (i) 資本金を維持するために、その減少に対する正式の認可が得られるまで自己株式の購入価額全額を剰余金にチャージする。
- (ii) 取得された自己株式にかかわる原始醸出額をもって資本勘定にチャージし、その差額を剰余金に加減する。
- (iii) 株式が口別に異なる価格で発行されている場合には、その平均価格をもって資本勘定にチャージし、その差額を剰余金に加減する。

いってみれば、(i)は剰余金控除説、(ii)は発行口別の払込価額に基づく資本相殺説、(iii)は平均の払込価額に基づく資本相殺説である。これら三法のうち、Brundage は次のように述べて(i)法を支持した。

「第二および第三の代替的方法がこれまでその支持者を得てきたが、第一の方法が正しいように筆者には思われる。というのは、自己株式の購入は州の正式の認可または債権者の承認を得ない発行済株式の減少だからである。」⁽¹⁾

Brundage はこのような自己の見解を論証するために、剰余金以外からの自己株式の取得を違法とする判例や債権者の利益を害するような自己株式の取得を禁止する判例を引き、結論として次のように述べた。

「このことから当然、資本金または信託基金は減少されるべきではなく、自己株式の取得原価全部を吸収するに十分な剰余金がない場合には、自己株式は購入されるべきではないことになる。」⁽⁴⁾

この結論はそれなりの説得力をもつ。ただ注意すべきは、この Brundage 論文で剰余金控除説の支持論拠とされているのは過去の判例であるが、その論拠として前節で検討した制定法上の自己株式取得制限規定を引き合いに出しても結論は同じであつたろうということである。

(B) C. B. Robbins (一九二七年)

この Brundage の所説を承継したのが C. B. Robbins である。⁽⁵⁾ 彼は Brundage 論文でふれられなかった、剰余金控除説に従つた場合の会計処理法や貸借対照表表示法を具体的に示し、Brundage 論文を敷衍補強した。

まず Robbins は、自己株式取得の法的小説および会計的意義を次のように説く。

「いかなる会社も、会社債権者の承認および州の認可なくして表示資本額を減少してはならない。表示資本額は株券の消却による以外は減少しえない。……したがって明らかに、自己株式の取得は表示資本額の減少という効果をもたらさない。この事實は、自己株式を会計処理する際に考慮されなければならないことである。」⁽⁶⁾

この意義の認識は、いうまでもなく資本相殺説の否定につながる。すなわち、「自己株式が資産として示されるべきか、それとも表示資本からの控除として示されるべきかをめぐって会計文献には多くの議論がみられる。しかし、いずれの問題に対する答えも、明らかにノーである。」⁽⁷⁾

つまり、彼は(利益)剰余金控除説をとるのである。そこで次に彼の例示する、同説に基づく自己株式の会計処理法および貸借対照表表示法をみてみよう。⁽⁸⁾

自己株式取得前の純資産の内容は次のようであったとする。

純資産：

授権普通株式 (額面株式)	\$ 1,000,000	
未発行株式	700,000	
発行済株式	<u>\$ 300,000</u>	\$ 300,000
利益剰余金		100,000
普通株主持分総額		<u><u>\$ 400,000</u></u>

——取得——

額面総額五〇〇〇〇〇ドルの自社株式を五五、〇〇〇ドルで購入。

(借) 利益剰余金 五五、〇〇〇 (貸) 現 金 五五、〇〇〇

純資産

授権普通株式	\$ 1,000,000	
未発行株式	700,000	
発行済株式	<u>\$ 300,000</u>	\$ 300,000
自己株式	50,000	
社外株資本請求権	<u>\$ 250,000</u>	
利益剰余金		45,000
普通株主持分総額		<u><u>\$ 345,000</u></u>

——再売——

自己株式を六〇、〇〇〇ドルで再売。

(借) 現 金 六〇、〇〇〇

(純資産の部の表示は省略)

(貸) 利益剰余金 六〇、〇〇〇

以上より Robins の見解は、一時的減少型の (利益) 剰余金控除説として位置づけることができる。

以上の考察より、(利益) 剰余金控除説登場の契機は、従来 of 通説である資本相殺説に対する、資本金の法的意義からする批判であったことが明らかとなった。

二 台頭

(A) R. E. Payne (一九三三年)

一九二〇年代後半に登場した (利益) 剰余金控除説は一九三〇年代に入り、漸次その支持者を獲得していった。その中で (利益) 剰余金控除説の台頭に大きな影響を与え、後の自己株式会計論争の火種をまいたのが、一九三三年三月号の *Accounting Review* 誌に掲載された「デラウェアおよびミシガン会社法のもとの純資産」と題する R. E. Payne の論文⁽⁹⁾である。

同論文で Payne は法律家の立場から、自己株式取得の会計処理法ないし表示法として剰余金控除説の妥当性とその実施の必要性を力説した。彼はデラウェアおよびミシガン一般会社法の自己株式取得制限規定を紹介した後、次の二点を挙げて剰余金控除説を推奨した。⁽¹⁰⁾

(イ) 自己株式の購入によって資本金が損傷される場合には自己株式を購入してはならないとすれば、貸借対照表は

そのような損傷が存在するか否かを明瞭に表示しなければならぬ。そのための「最良の方法」は、自己株式の原価を剰余金勘定から控除することである。資本金の損傷は剰余金の不足を通じて開示されるし、また資本金の損傷がないならば、剰余金残高が配当可能財源を示すことになる。

(d) 会社の資本金は法律上の手続を経なければ減少しえないのであれば、自己株式の購入によって資本金を減少すべきでない。

Payne はその後、イリノイ法とペンシルヴァニア法のもとの自己株式会計をテーマとした論文⁽¹¹⁾を発表し、前の論文で唱えた自説を再確認している。ただ、前の論文は剰余金控除説だったのに対し、後の論文では利益剰余金控除説が主張されている。これは対象とした州法の違いによるもので、彼の一貫した主張は、配当可能剰余金控除説とでもいべきものである。

(B) F. Lewis (一九三三年)

F. Lewis は Payne と同様、一九三三年にミシガン州公認会計士協会で「ミシガン一般会社法によって提起された若干の法律および会計問題」と題する講演⁽¹²⁾を行ない、剰余金控除説以外の当時の自己株式会計論に対する強力な反対意見を表明した。ただ、その内容は Payne と大差ないので、ここでは省略する。

(C) G. S. Hills (一九三四年)

G. S. Hills は一九三四年に「表示資本と自己株式」と題する論文⁽¹³⁾を発表し、そこで「表示資本」という法的概念の重要性を力説するとともに、会社法の規定に準拠して自己株式を会計処理すべきことを説いた。同論文は H. R.

Hatfield から「価値ある論文」として賞賛⁽¹⁴⁾され、会計界に大きな反響を呼んだ。

まず彼は、従来の自己株式会計論とりわけ資本相殺説は表示資本概念と直接抵触するにもかかわらず、多くの会計専門家の支持を得てきたと批判する⁽¹⁵⁾。そして、このような現状は表示資本概念の正しい理解の欠如に起因するとの判断のもとに、表示資本の本来の意味を次のように定義し、その周知徹底を訴える。それによれば表示資本とは、「法律の定める方法によって計算され、債権者および株主のために会社によって維持され、かつ法律の認める以外に減少し、株主に払戻し、あるいはそれ以外の方法によって引出すことができないドル額ないしドル価値を意味する⁽¹⁶⁾。」

この定義から、資本相殺説がなぜ表示資本概念と抵触するか明らかであろう。ヨリ詳しくいえば、資本相殺説をとると(a)剰余金が減少しなかったという誤表示、(b)当該表示資本の減少分を補填するに十分な剰余金がない場合には、表示資本の違法な減少の許容、あるいは(c)表示資本が適法に減少されたという誤表示を招くからである⁽¹⁷⁾。

ところで、Hills 論文の特徴は、剰余金控除説に基づく会計処理法をめぐる彼の見解にある。すなわち、自己株式取引は「資本取引」(capital transactions)であり、したがってその取引によって利益または利益剰余金を増減すべきではないとの認識のもとに、自己株式の売買を記入する適切な勘定は資本剰余金勘定であるとする見解である。自己株式の購入時にその購入原価に相当する資本剰余金を減額する一方、売却時にはその売却価格に相当する資本剰余金を増額し、あるいは消却時には資本金の減少額だけ資本剰余金に貸記すべきだといっているのである。

私見によれば、Hills 説の功績は、自己株式取引の「資本取引」的側面に着眼し、それを剰余金控除説と有機的に結びつけることに腐心し、剰余金控除説を会計的にも是認しうる独立の理論にまで高めようと努力した点にある。しかし残念ながら、その試みは成功したとはいえない。というのは、例えば自己株式の取得財源を剰余金に限定し

ている州法のもとでは、自己株式の取得価額が資本剰余金額を上回る場合が生じ、その場合にはどうしても当該超過額を利益剰余金にチャージせざるを得ないからである。さらにまた、当該取得財源を利益剰余金に制限している州法のもとでは、HHSの示す処理法によると、当該財源と会計処理とが乖離してしまうという難点があるからである。

この点で参考になるのが、先に考察したカリフォルニア法の定める処理法である。しかし、その場合でもある限定を受けなければならない。すなわち、資本取引から利益または利益剰余金が創出されることはないが、しかし減少することはある、と。

(D) R. P. Marple (一九三四年)

続いて利益剰余金控除説を強力に主張したのは R. P. Marple である。ここでは彼の一九三四年の論文⁽¹⁸⁾を取りあげ、まず、Marple は次のようにいう。

「自己株式は剰余金からのみ取得できるのであるから、当然にそのような取得によって剰余金は減少する。もし剰余金が減少するならば、紛れもなく、そのような減少を帳簿および財務諸表において表示するのが会計担当者の義務である。このことが実行されないと、取締役や株主その他の貸借対照表の読者は真の剰余金に関して誤解し、しかも自己株式の取得のために使用された剰余金から配当を声明することによって、取締役が人的責任を負わされる可能性が絶えず生ずる。

……この問題を検討した結果、私は次のように確信するに至った。すなわち、会計担当者は取得した自己株式を資産または資本金からの控除として処理することによって、重大な誤りを犯している、と。⁽¹⁹⁾」

上の引用文中、とりわけ最後の一節は印象深い。ややドラスティックな言葉で自らの立場がはっきりと打ち出されているからである。

では、Marple は自己株式取引をどのように処理するのか。彼の示す具体例をみてみよう。⁽²⁸⁾

① 自己株式を購入したときには、その原価をもって剰余金の相殺勘定に借記する。

(例) 一株当り額面価額五〇〇ドルの自社株式一〇〇株を四、〇〇〇ドルで取得。

(借) 自己株式取得剰余金 四、〇〇〇 (貸) 現金 四、〇〇〇

この例で自己株式の取得前に、一株当り平均払込額六〇〇ドルの発行済株式二、五〇〇株(資本剰余金は二五、〇〇〇ドル)と利益剰余金三〇、〇〇〇ドルが存在していたとすれば、上記仕訳記入後の純資産の部の表示は次のようになる。

純資産	
資本金：	
発行済株式	2,500 株——額面 \$ 50 \$ 125,000
自己株式	100 株 <u>125,000</u>
社外株式	2,400 株 \$ 125,000
資本剰余金	25,000
利益剰余金	\$ 30,000
差引) 自己株式取得剰余金	4,000 <u>26,000</u>
純資産総額	<u>\$ 176,000</u>

② 自己株式を再売したときには、その売却価格をもって自己株式取得剰余金勘定に貸記する。なお、この剰余金勘定の残高は、利益剰余金の借方（取得価額が再売価額を上回る場合）か、または資本剰余金の貸方（取得価額が再売価額を下回る場合）に振替える。

(例) 先の自己株式を四、五〇〇ドルで再売。

(借) 現 金 四、五〇〇 (貸) 自己株式取得剰余金 四、五〇〇

(借) 自己株式取得剰余金 五〇〇 (貸) 資本剰余金 五〇〇

ところで、(利益) 剰余金控除説は一九三四年の Marple 論文から一九四二年の J. Tanner 論文(後述)に至るまでの期間、それまでとは幾分異なった形でその系譜が展開する。この期間は、従来の自己株式会計論の系譜にほぼ拮抗する地位にまで台頭した(利益) 剰余金控除説が、さらに通説としての地位を獲得しようとする他の説との折衷ないし妥協をはかろうと模索した時期として位置づけることができる。その内容は次節で明らかにするが、論点を先取りしていえば、一九三〇年代中頃から四〇年代にかけて剰余金控除説を主体とした折衷説と資本相殺説を主体とした折衷説が展開されるが、前者は明らかに剰余金控除説の系譜に属するものである。したがって本節でその論述の継続が切断されるが、それはこの系譜がとぎれたことを意味しないことに注意されたい。

ただ、ここでは折衷説が登場するまでの(利益) 剰余金控除説に対する当時の会計界の評価を、Bowles の言葉を借りて要約しておこう。

「自己株式の貸借対照表表示に関する第三の理論(すなわち(利益) 剰余金控除説——伊藤注)は、近年最も支持され他の理論に取って替わると思われる理論であり、……実務は利益剰余金からの控除および取得原価での評価を支持しているように思われる。」⁽²¹⁾

(B) L. Tanner (一九四二年)

L. Tanner 論文⁽²²⁾の主眼は、イリノイ事業会社法の自己株式規定の会計的および法的解釈にあり、同法の自己株式会計を検討する場合に有益な論文である。ここに Tanner 論文の全容を紹介し検討する余裕もないし、またその必要もないと思われるので、以下では彼の示す具体的な会計処理法および表示法だけを見ることにしよう。⁽²³⁾

まず、自己株式取得前の貸借対照表は次のようであったとする。

	(単位：千ドル)
資 産	負 債
諸資産 \$ 4,000	諸負債
	\$ 1,000

株主持分：

表示資本

—発行済社外株式 \$ 1,000

剰余金：

払込剰余金 \$ 1,000

利益剰余金

—配当可能 \$ 1,000 \$ 2,000 \$ 3,000

\$ 4,000

\$ 4,000

(例) A社は自社株式を額面価額五〇〇〇ドルで購入。

(借) 表示資本——発行済・社外株式

五〇〇

(貸)

表示資本——発行済株式

五〇〇

(借) 自己株式取得拘束剰余金

五〇〇

(貸)

現 金

五〇〇

取得後の貸借対照表は次のとおり。

諸資産	\$ 3,500	諸負債		\$ 1,000
		株主持分：		
		表示資本		
		—発行済社外株式	\$ 500	
		表示資本		
		—発行済	\$ 500	\$ 1,000
		剰余金：		
		払込剰余金	\$ 1,000	
		利益剰余金		
		(\$ 500 拘束)		
		配当可能	\$ 500	\$ 1,500
	\$ 3,500			\$ 2,500
				\$ 3,500

自己株式を再売した場合の会計処理は次のとおりである。すなわち原価で再売した場合には、上記仕訳の反対仕訳を行ない、原価以外の価額で再売した場合には、その差額を利益剰余金に加減する。さらにまた、正式の消却によって減資を行なう場合には、次のように処理する（ただし、自己株式が四〇〇ドルで取得されていたと仮定する）。

(借)	表示資本—発行済	五〇〇	(貸)	自己株式取得拘束剰余金	四〇〇
				払込剰余金	一〇〇

なお、自己株式を表示資本額以上で取得していた場合には、当該超過額は消却にあたって拘束を解除されない⁽²⁵⁾。以上の Tanner の見解は、基本的にはイリノイ事業会社法の一九三四年版の注釈書と同じであるといつてよい。もっとも前者のほうがはるかに詳細で具体的であるが、さらに彼の見解の特徴は、前節で紹介した同州の法務長官の通達と軌を一にしていることである。すなわち、自己株式の売買差額を利益剰余金に加減する処理法をとっている。解釈論であれば、それが当然であろう。

三 確立

一九三〇年代に台頭し着実にその支持者を獲得しつつあった(利益)剰余金控除説(ヨリ正しくは配当可能剰余金控除説)は、一九四〇年代後半には従来の理論と対等にして独立の理論として確立するに至ったことが文献的に考証できる。それは幾つかの会計学テキストや代表的文献において、(利益)剰余金控除説がそのような理論として説明され、あるいは妥当な理論として推奨されているからである。

ここではその例証として、二、三の文献を指摘しておけばよからう。例えば一九四七年刊の C. H. Langer の会計学テキストでは、「配当可能剰余金減少(または拘束)説が「資産」説および「資本減少」説と並ぶ自己株式の会計方法として説明されている⁽²⁶⁾。また、M. Moontz & C. C. Staehling の共著(一九五二年)でも、純資産控除説および資本相殺説に代わる「第三の代替的方法」として利益剰余金控除説⁽²⁷⁾が示されている⁽²⁸⁾。さらに W. J. Vatter は、一九五五年の論文で利益剰余金控除説の適用をむしろ積極的に推奨している⁽²⁹⁾。

この段階で一応の要約をしておこう。剰余金控除説ないし利益剰余金控除説(両者を総括して配当可能剰余金控除説)の登場、台頭そして確立の契機となったものは、第一に表示資本概念の正しい理解、第二に会社法における自己

株式取得制限規定の趣旨の認識、第三にカリフォルニア一般会社法等による自己株式の会計処理の明文化であり、ヨリ一般的にいえば、会社法計算規定に対する関心の高揚と理解の深化であった。この意味で第一節に引用した Bowles の言葉は、歴史的事実によつて十分に実証されたところであろう。

- (1) Percival F. Brundage, "Treatment of No-par-value Stock in New York, New Jersey, and Massachusetts," *Journal of Accountancy*, Vol.41 (April 1926), pp. 241-256.
- (2) Percival F. Brundage, *op. cit.*, pp. 251-252.
- (3) Percival F. Brundage, *op. cit.*, p. 252.
- (4) Percival F. Brundage, *op. cit.*, p. 252.
- (5) Robbins 氏 Brundage の所説を著論的に承継したところを「Brundage 論文の引用が彼の著書に散見されることから明らかである。」
- (6) Carl B. Robbins, *No-Par Stock: Legal, Financial, Economic and Accounting Aspects*, New York: The Ronald Press Company, 1927, pp. 154-155.
- (7) Carl B. Robbins, *op. cit.*, p. 162.
- (8) Carl B. Robbins, *op. cit.*, pp. 160-161.
- (9) Robert E. Payne, "Net Worth under the Delaware and Michigan Corporation Laws," *Accounting Review*, Vol. 8 (March 1933), pp. 1-10.
- (10) Robert E. Payne, *op. cit.*, p. 8.
- (11) Robert E. Payne, "Accounting as Affected by the New Illinois and Pennsylvania Corporation Acts," *Certified Public Accountant*, November 1933, pp. 669-676.
- (12) Fletcher Lewis, "Some Legal and Accounting Questions Presented by the Michigan General Corporation Act," *Accounting Review*, Vol. 8 (June 1933), pp. 145-154.

- (7) George S. Hills, "Stated Capital and Treasury Shares," *Journal of Accountancy*, Vol. 57 (March 1934), pp. 202-214.
- (7) Henry R. Hatfield, "Accounting Principles and the Statutes," *Journal of Accountancy*, Vol. 58 (August 1934), p. 90.
- (7) George S. Hills, *op. cit.*, p. 202.
- (7) George S. Hills, *op. cit.*, p. 205.
- (7) George S. Hills, *op. cit.*, p. 208. 444' の Hills 論文は、F. W. Thornton の論文を継ぎ、F. W. Thornton, "Accounting Principles and Local Statutes," *Journal of Accountancy*, Vol. 57 (April 1934), pp. 302-304。この Hills 論文は、F. W. Thornton の論文を継ぎ、George S. Hills, "Stated Capital and Treasury Stock," *Journal of Accountancy*, Vol. 57 (June 1934), pp. 472-473.)
- (8) Raymond P. Marple, "Treasury Stock," *Journal of Accountancy*, Vol. 57 (April 1934), pp. 257-265.
- (8) Raymond P. Marple, *op. cit.*, pp. 261-262.
- (8) Raymond P. Marple, *op. cit.*, pp. 262-263.
- (8) H. G. Bowles, "Treasury Shares on the Balance-sheet," *Journal of Accountancy*, Vol. 50 (August 1934), pp. 103-104.
- (8) Lewis Tanner, "The Illinois Business Corporation Act—Purchase by a Corporation of Its Own Shares—Accounting and Legal Problems," *Chicago-Kent Law Review*, Vol. 20 (March 1942), pp. 115-141.
- (8) Lewis Tanne, *op. cit.*, pp. 129-133.
- (8) 國語は "Restriction for Cost of Its Own Shares Acquired" である。
- (8) の著者は W. G. Katz である。Wilber G. Katz, "The Illinois Business Corporation Act," *Wisconsin Law Review*, Vol. 12 (June 1937), p. 787.
- (8) Charles H. Langer, *Accounting Principles and Procedure—Advanced Accounting*, Chicago: Walton Publish-

ing Company, 1947, pp. 8-2-8-8.

(27) 同著では、カリフォルニア法に準拠する恒久的減少型とその他の州法に基づく一時的減少型の利益剰余金控除説が説明されている。

(28) Maurice Moonitz & Charles C. Strachling, *Accounting: An Analysis of Its Problems*, Vol. 2, Brooklyn, New York: The Foundation Press, Inc., 1952, pp. 162-168.

(29) William J. Vatter, "Corporate Stock Equities—Part I," in Morton Backer, ed., *Handbook of Modern Accounting*, Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall Inc., 1955, p. 377

第五節 資本相殺説と(利益)剰余金控除説の抗争

——妥協点の模索——

一 両説の分歧点——二つの表示資本概念

これまでの考察により、従来の自己株式会社計論の系譜に加えて新たに(利益)剰余金控除説という新興勢力が起ったこと、そしてそれは忽然と現われたのではなく、確たる理論的根拠に支えられて登場し、着実に台頭していったことが明らかになった。すなわち、そこでの主題は自己株式会計論の一つの重要な史的展開として、(利益)剰余金控除説の生成・発展をできるだけ鮮明に写し出すことであった。そこで、われわれの次の作業は、このような史的展開をも含むもっと大きなその後の歴史的流れを究明することである。

さて、従来の自己株式会計論への(利益)剰余金控除説の新たな参入により、自己株式会計をめぐる論議は「自己株式会計論争」にまで発展した。そして、この論争の火種は C. C. Hale もいうように、一九三三年初めの R. E. Payne の論文であった。図式的に表現すれば、この論争は当時の通説である資本相殺説と(利益)剰余金控除説と

の抗争という形で展開された。したがってこの論争の焦点は、資本相殺説陣営が(利益)剰余金控除説陣営からの鋭鋒をどのようにかわして、自説の正当性を主張したかという点にある。

この抗争を代表するのが、G. S. Hills と H. R. Hatfield との間で行なわれた誌上論争である。前者の論文は既に紹介したので、ここでは主として後者の論文をみることにする。

従来より資本相殺説をとる⁽²⁾ Hatfield は、Hills 論文に対する再批判の論文を Hills 論文と同年の *Journal of Accountancy* 八月号に発表した。⁽³⁾ 同論文で Hatfield は、Hills 論文に対する詳細にして執拗な批判論を展開した。時にその舌鋒は鋭く、彼の自信のほどを窺わせる。

Hatfield の主張を要約すれば、次の二点となる。

① 法律上の表示資本概念は「数学上の限度」(mathematical limitation) ないし「抽象的数額」(abstract quantity) と解されるべきであり、そのような概念把握によれば貸借対照表上で自己株式を表示資本から控除しても表示資本が減少されたことにも減損されたことにもならず、さらにその控除という手法は会計技術の「洗練さ」(sophistication) を物語るものである。

② 自己株式規定の立法趣旨は、自己株式の取得原価だけその後の配当支払や自己株式の取得に使用しえないようにすることであるから、剰余金に対する拘束を脚注、カッコ書または剰余金の別建表示によって明らかにすれば足りる。

この二つは①が主で、②が従の関係にある。つまり Hatfield は主として、表示資本概念および控除という会計的手法に対する彼我の理解の違いを根拠として資本相殺説を擁護しようとしたのである。彼がこのような根拠を提示することによって、くつがえそうとした直接の対象は、Hills の次の辛辣な言葉である。

「帳簿あるいは貸借対照表で（自己株式原価）を表示資本から控除することは、法律が禁止しているような表示資本の『減少』(reduction)ではないとの立場をとってみても、それは幼稚な自己弁護にすぎない。」⁽⁴⁾

まず、控除 (deduction) という会計的手法についての Hatfield の言い分をきこう。彼はこれを会計技術の「洗練さ」を表わすものと誇り、その例証として、収益から費用を控除して利益を算出する表示形式、授權資本金から未発行の資本金を控除して発行済資本金を計算する表示形式、および建物の取得原価から減価償却引当金を控除して帳簿価額を算定する表示形式を挙げ、それらは小学校で行なう五個のリンゴから二個のリンゴをとると三個のリンゴが残るといふ幼稚な算術とは違ふと主張する。⁽⁵⁾

しかし私のみるところ、このような Hatfield の主張は必ずしも説得力をもたない。確かに Hatfield の言い分にも一理あるが、果たして表示資本総額から自己株式（にかかわる表示資本）を控除して正味の表示資本額を算定する形式によって、表示資本が減少しないといふ切れるかどうか疑わしいからである。Hatfield は控除前の数字ないし控除される数字の意義を強調するが、しかし実際に意義をもち、かつ重視されるのは控除後の正味の数字であると考えるのが普通であろう。さらにまた、控除後の数字を単独に示す形式と間接的控除の形式とは、後者がその内訳を示す点が違うだけで、その実質は同じだとみるべきであろう。

続いて表示資本概念の把握の相違に移ろう。まず Hatfield は、表示資本を「数学上の限度」ないし「抽象的数額」と解する立場⁽⁶⁾に与することを明言する。Hatfield によれば、これに對他方の Hills は前節で示した定義から暗黙のうちに、表示資本を「特定の状況のもとで『払出す』(paid-out) ことができるもの」と把握しているといふのである。⁽⁷⁾

Hatfield がいう両者の立場の相違をもう少し敷衍しよう。それには第四章第三節で示した貯水池の譬えと対応させ

るのが、わかりやすいであろう。まず、当の Hatfield の支持する抽象的数額概念は、貯水池の堤に印された一定レベルの目盛すなわち尺度に相当する。これに対し Hills がとっているといわれる「ドル価値」概念は、貯水池に溜まった水量すなわち尺度の中身にあたる。⁽⁸⁾ ただ、両立場は共通して、表示資本は正式の法的手続を経ない限り減少しえないとみるものの、一方の Hills は違法な行為によって表示資本が減損されると考えるのに対し、他方の Hatfield はそう考えない。Hatfield は表示資本の不変性という点を強調するからである。

Hatfield によれば、これら二つの表示資本概念のいずれをとるかによって貸借対照表表示法が異なってくるとされる。彼は欠損の場合を例にとり、それを具体的に説明する。それぞれの概念をとった場合の欠損金の表示は次のようになる。⁽⁹⁾

(a) 抽象的数額概念

諸資産..... \$ 105,000 支払手形..... \$ 15,000 法定資本..... \$ 100,000 差引) 欠損金..... 10,000 ----- \$ 105,000	90,000 ----- \$ 105,000
--	-------------------------------

(b) ドル価値概念⁽¹⁰⁾

諸資産..... \$ 105,000 支払手形..... \$ 15,000 法定資本..... \$ 100,000 欠損金..... \$ 115,000 ----- \$ 115,000	10,000 ----- \$ 115,000
--	-------------------------------

要するに、抽象的数額概念をとれば、表示資本は欠損によって減少したことはない。なぜなら表示資本たる抽象的数額は、法定の手續を経なければ減少しえないからである。したがって(a)の表示法が許される。他方、ドル価値概念をとると、表示資本たる尺度の中身は確かに欠損金の発生によって減損されてはいるが、(a)のように示すと法定の手續を経ずに表示資本が減少されたことになるので、どうしても(b)のようにせざるを得ないというわけである。

結局、法定の手續を経ずに欠損金の発生によって表示資本が減少するという矛盾から逃れられないドル価値概念が、Hatfield によってしりぞけられてしまふのである。

そこで彼は、欠損の場合とのアナロジーによって自己株式の貸借対照表表示法を論じ、抽象的数額概念に立てば欠損の場合と同様に、自己株式の購入によって抽象的数額が払出されるといふことはあり得ないのであるから、自己株式を表示資本から控除する形式で示しても表示資本に関する法定要件に抵触しないと主張するのである。⁽¹¹⁾

しかしながら私見によれば、以上の表示資本概念をめぐる Hatfield の議論には、少なくとも二つの問題がある。その一つは、Hills のとる表示資本概念の Hatfield による解釈である。⁽¹²⁾ Hatfield は自説の正当性を主張するために、表示資本概念をめぐる自らの立場と Hills のそれとの対照性を強調する余り、Hills の表示資本の定義を歪曲して解釈したといわざるを得ない。すなわち、私には Hills が表示資本を基本的に尺度の中身、あるいはそれだけを意味するものと定義したとは、どうしても思えないのである。Hills のいう「ドル額」と Hatfield のいう「抽象的数額」とは、どう違ふのであろうか。両者は同内容だと解すべきであらう。

ただ、「ドル価値」といふ Hills の定義中の言葉がひっかかる。結局、これが Hatfield によって言質をとられてしまったのである。この言葉によって尺度の中身が意味されるとする Hatfield 解釈を受け容れるとしても、む

しろこれは Hills の周到な配慮によるものと解すべきであるように思われる。すなわち、彼は表示資本を第一義的には一つの尺度（貯水池の堤に印された一定レベルの目盛）とみながらも、第二義的にその尺度の中身（貯水池の中の水量）をもそれに盛り込もうと意図したと考えられるのである。

この点をヨリ詳しく説明するためには、法定資本の尺度としての側面とその中身としての側面という二面性を明確に意識していたと思われる R. P. Marple の一文を引くのが適切であろう。

「ある期間中の営業損失または特別損失が蓄積剰余金（利益剰余金のこと——伊藤注）を超過すると、その結果として資本が減損される。（しかし）法定資本はこのような損失によって減損されるわけではないので、恐らくこのような損失は実質資本 (actual capital) の減少と呼ぶのが最も良いであろう。」⁽¹³⁾（傍点部分は原文ではイタリック）

「実質資本」という呼称の適否はともかくとして、表示資本をいわば尺度として、「実質資本」をその中身としてとらえたことは高く評価されてよい。この Marple の説明を先の Hills の定義に引き直すと、Hills は表示資本に尺度としての側面のみならず、Marple のいう「実質資本」の側面をも期待したということが出来る。

では、果たして法は表示資本に抽象的数额としての機能だけを期待しているのであろうか。この問いに明確に答えるのは難しいが、私見によれば、やはり否定的に答えざるを得ない。なぜなら、もしこの問いに肯定的に答えるならば、「表示資本からの」あるいは「表示資本を減損する」ような配当を禁止している法律上の文言が、それ自体矛盾ということになってしまふからである。表示資本を抽象的数额と把握するだけでは、このような文言は出てこない。さらにまた、表示資本を抽象的数额とだけ考えて、自己株式の購入によってもそれは不変とみるならば、法がなぜ自己株式の購入を規制しているのか全く説明がつかなくなってしまう。そもそも法がそのような規制を設けているのは、剰余金または利益剰余金を超えて自己株式を購入すれば、表示資本のもつ「実質資本」としての側面が減損されてし

まうと考えているからであるとみるべきである。

次に Hatfield の主張の第一の問題点は、表示資本は抽象的数額であつて法定の手續を経ない限り不変であるならば、表示資本から自己株式（にかかわる表示資本）を差引くこと自体、表示資本の不変性に反することになるといふ、いわば逆説的な矛盾である。表示資本は不変であるから、それから何を差引いても不変であると考えるのは、明らかに抽象的数額概念の過度の強調による論理の矛盾である。

以上要するに、表示資本概念をめぐる Hills の把握と Hatfield のそれとは、Hatfield がいうほど対照的ではないにしても、やはり微妙に、しかし明確に異なっていたのである。このことから資本相殺説と剰余金控除説との対立の主要な原因の一つは、表示資本概念の両説による把握の相違にあつたといえよう。

三 折衷的（利益）剰余金控除説⁽¹⁴⁾

(A) H. R. Hatfield (一九三四年)

結局、Hatfield 論文は（利益）剰余金控除説陣営に自説の正当性を訴えることができなかった。彼はこのことを予期してか否か、同じ論文の中で資本相殺説と（利益）剰余金控除説との折衷案を示している。ただ、それは（利益）剰余金控除説を主体としている点で、折衷的（利益）剰余金控除説とも呼ぶべきものであつた。

彼によれば、次のような折衷案をとれば、会社法の規定に違反することなく、すべての要件を（もちろん資本相殺説をも）満足させることができるという。⁽¹⁵⁾

まず、自己株式取得前の貸借対照表は次のようであつたとする。

諸資産.....	\$ 120,000	優先株式.....	\$ 50,000
		普通株式.....	50,000
		表示資本総額.....	<u>\$ 100,000</u>
		利益剰余金.....	20,000
			<u>\$ 120,000</u>

自社の普通株式を二〇、〇〇〇ドルで購入した後の貸借対照表は、次のように表わすことができる。

諸資産.....	\$ 100,000	優先株式.....	\$ 50,000
		普通株式.....	\$ 50,000
		差引) 自己株式.....	20,000
		自己株式に充当された利益剰余金	20,000
		表示資本総額	<u>\$ 100,000</u>

要するに Hatfield の折衷案は、自己株式の取得原価だけ表示資本から控除し、その控除分を利益剰余金をもって補填することによって、表示資本総額を不変に保つというものである。このような表示法の究極ないし正味の結果は、自己株式の取得原価に相当する利益剰余金額の減少であり、したがって明らかに(利益)剰余金控除説をベースとしたものである。ただ、表示資本の内訳表示を通じて「実質資本」の減少という事実を開示することによって、資本相殺説との調和をはかろうとしたのである。

それでは、Hatfield のこの折衷案は一般にどのように受けとめられたのであろうか。次の Hale の論評は、会計

界の大方の見方を代表するものであらう。

「当初は二つの大いに異なる『陣營』(資本相殺説と剰余金控除説——伊藤注)があったが、今ではすべての著者が次第に共通の妥協点に近づきつつあるように私には思われる。八月号(*Journal of Accountancy* 誌の——伊藤注)の Henry Rand Hatfield の論文は、問題を喜ばしい(happy)結論に導くのに大いに役立つであらう。ただし、Hatfield 氏の論文の多くの読者は、会計学の『替宿』がこの問題についての彼の忌憚のない見解をもっと端的に表わすような確固たる結論を提示してくれると期待していたために、満たされない思いをいだいたかもしれない。」⁽¹⁶⁾

なかなかうがった論評である。Hatfield 論文に対する期待とその論旨の不徹底さに対する不満、そして妥協点に近づきつつあるという確かな感触がよくあらわれている。

(B) R. P. Marple (一九三六年)

R. P. Marple は一九三六年に公刊した著書『資本剰余金と会社純資産⁽¹⁷⁾』において、先に紹介した一九三四年の論文とはまた異なる自己株式会計論を示し、旧説を改めた。旧論文では純粹の利益剰余金控除説がとられていたのに対し、新著では利益剰余金控除説を主体とした資本相殺説との折衷説が示されている。Marple は新著において Hatfield 論文を引用してはいないが、その影響を受けたことはまず間違いないであらう。

Marple の折衷説も基本的には Hatfield の折衷説と同じであるが、後者が自己株式を額面価額で購入した場合の貸借対照表表示しか示さなかったのに対し、Marple はそのみならず、額面価額以外での購入や再売についてもその会計処理を示している点で Hatfield 説を敷衍補強したものであるといえることができる。

具体例をみる前に、Marple の折衷説の特徴を従来の説との比較において指摘しておこう。まず、従来の説が自己

株式勘定を用いずに、自己株式の原価でもって利益剰余金の相殺勘定に借記していたのに対し、折衷説は自己株式勘定を用い、それを額面法によって処理している。ここで注意すべきは、折衷的利益剰余金控除説に立つ限り、自己株式勘定は額面法によって処理するのが当然であるということである。なぜなら自己株式にかかわる表示資本すなわち額面価額に相当する利益剰余金を表示資本の控除分に充当する必要があるからである。これに対し純粹の利益剰余金控除説をとる場合には、自己株式の取得原価に相当する分だけ剰余金を減額するため、当然に原価法によることが必要となる。この関係を図示すれば、左のようになる(ただし、いずれの場合も自己株式勘定を用いることを前提とする)。

純粹の(利益)剰余金控除説——原価法
 折衷的(利益)剰余金控除説——額面法
 以下、Marpleの示す具体例をみよう。⁽¹⁸⁾

額面一〇〇ドルの発行済株式一〇,〇〇〇株と三〇〇,〇〇〇ドルの利益剰余金をもつ会社が、発行済の自社株式一〇〇〇株を額面で取得したとする。その場合の仕訳記入と貸借対照表表示は次のようになる。

(借) 自己株式	一〇〇,〇〇〇	(貸) 現	金	一〇〇,〇〇〇
(借) 利益剰余金	一〇〇,〇〇〇	(貸) 表示資本積立剰余金 (Surplus Reserved as Stated Capital)		一〇〇,〇〇〇
もし発行済の自社株式を一三〇,〇〇〇ドルで取得したとすれば、その仕訳は次のようになる。				
(借) 自己株式	一〇〇,〇〇〇	(貸) 現	金	一三〇,〇〇〇
利益剰余金	三〇,〇〇〇			
(借) 利益剰余金	一〇〇,〇〇〇	(貸) 表示資本積立剰余金		一〇〇,〇〇〇

純資産

表示資本：		
普通株式——額面 \$ 100——10,000 株発行済……………	\$ 1,000,000	
引) 自己株式……………	1,000 株……………	100,000
社外株式……………	9,000 株……………	\$ 900,000
加) 表示資本積立済剰余金……………		100,000
表示資本……………		\$ 1,000,000
剰余金：		
利益剰余金……………		200,000
		\$ 1,200,000

以上は取得された自己株式が過去において額面発行されていた場合を想定したものであるが、重要なのはそれが打歩発行されていた場合である。Marple はこのような場合、自己株式の原価がそれにかかわる額面価額（表示資本）を上回る場合には、その超過額はまず最初にその株式にかかわる原始払込剰余金にチャージし、それでも足りない場合にはその残額を利益剰余金にチャージすべきであると説く⁽¹⁹⁾。

しかし、ここに一つの問題が生ずる。Marple がここで説いている処理法は実質的に資本相殺説に基づく払込価額主義と同じであり、ただ自己株式の額面価額（表示資本）に相当する額だけ利益剰余金を減額・充当する点だけが異なる。ところが、このような処理法は利益剰余金控除説をとる会社法自己株式規定とうまくかみ合わない。なぜなら、この処理法によると自己株式の原価とその額面価額（表示資本）との差額（前者が後者より大である場合）が何ら拘束ないし凍結されないからである。私見によれば、Marple の折衷説は従来 of 通説である資本相殺説と会社法自己株

式規定ないしその趣旨とを調和させるために、利益剰余金控除説を基本としながら、それと同時に資本相殺説に基づく払込価額主義をも実現しようとしたところに、そもそも無理があったのである。なぜなら両者は互いに相容れないものだからである。

(C) D. Kehl (一九四一年)

続いて折衷的剰余金控除説を唱えたのは、D. Kehl である。Kehl は資産院と資本相殺説の妥当性を否定し、剰余金控除説を支持する。しかし、貸借対照表上で剰余金を単純に控除する方法を望ましくないとし、Hatfield や Marble と基本的には同じ表示法を示す。⁽²⁰⁾ただし、Kehl は Marble のような資本相殺説に基づく払込価額主義はとらず、自己株式の原価とその額面価額との差額をすべて利益剰余金から控除する方法をとる。したがって Marble 説のような難点から免れている点に特徴がある。

Kehl の所説でもう一つに注目すべき点は、自己株式の再売価格がその価額を上回る場合には、Equitable Life Assurance Society 事件で判示された⁽²¹⁾、いわゆる「持分均衡理論」に基づいて当該差額を利益剰余金として処理するのが「公正な法的取扱」だとしていることである。⁽²²⁾

三 両説と「資本と利益の区別」

いうまでもなく、「資本と利益の区別」は適正な株式会社会計の実現に不可欠の基本的要請である。したがって自己株式会計論の理論的妥当性は、この要請に照らして検証されなければならない。この「資本と利益の区別」は基本的に、資本取引と損益取引との区別によって支えられるものであり、その意味で自己株式会計論は一方の資本取引

との関係においてその理論的分析がなされなければならない。

さて、資本相殺説は自己株式の取得をもって資本（払込資本）の減少とみる立場であるから、この立場と資本取引概念との問題は減資会計の重要な論点をなす。また、等しく資本相殺説といっても唯一の立場だけが存在しているわけではなく、したがってその各立場をめぐる理論的問題をここで論ずることは立論の焦点の拡散にもつながる恐れがあるので、それらの問題は続稿で扱うことにし、ここでは（利益）剰余金控除説と資本取引概念との関係に的を射はって論ずることにする。

（利益）剰余金控除説の系譜に属する論者のうちで、この問題を明示的に取りあげ論及したのは、前述のように Hiss 一人である。彼は剰余金控除説を資本取引概念と矛盾なく調和させようとしたために、自己株式取引を資本剰余金の増減取引として位置づけたのである。それは Hiss が資本取引を、それから利益あるいは利益剰余金が減少することも増加することもない取引として把握したからにはかならない。しかし既に指摘したように、この試みは幾つかの矛盾を露呈し、必ずしも成功したとはいえない。

Hiss の試みがわれわれに示唆するものは、一様に資本取引といっても、その意味内容の把握は各論者によって異なるということである。そもそも資本取引概念を明確にするためには、まずもって何が資本取引か、そして資本取引として認識された場合にはどのようなルールに従って処理されるべきかという点が明らかにされなければならない。しかしここでは、この問題に真正面から取り組むことはせずに、自己株式取引は会計学上、経験的に資本取引とみなされてきたことを前提とし、また資本取引を支える会計処理のルールは、それから利益または利益剰余金が減少すること⁽²³⁾はあっても増加することはないと理解しておこう。

そこで、この資本取引概念を前提とすると、Robbins のように自己株式の取得にあたって利益剰余金を直接減額

し、再売にあたって同じく再売価格だけ利益剰余金に貸記するという処理法は、紛れもなくこの資本取引概念に矛盾する。このことは Tanner の所説についてもいえる。

次に Marple (一九三四年の論文) のように、自己株式の取得の際に利益剰余金の相殺勘定に借記しておき、再売にあたってその価格が当該相殺勘定の残高を上回る場合には、その超過額を払込剰余金に貸記するという処理法はいくぶん資本取引概念に近づくが、それでもやはり相当に異なる。なぜなら再売にあたって利益剰余金が増加するからである。この点でカリフォルニア法が義務づけている処理法は、Marple の処理法よりも資本取引概念に接近する。しかしそれにしても、自己株式の取得にあたって払込資本に全くチャージせず利益剰余金だけにチャージするのは、やはり資本取引概念からかけ離れてしまう。

以上から、(利益) 剰余金控除説の系譜に属する各見解は、程度の差こそあれ、資本取引概念と矛盾するということができよう。そして、このことはまた、折衷的 (利益) 剰余金控除説にもほぼそのまま妥当する。これは次のことを意味する。すなわち、(利益) 剰余金控除説——それを主体とした折衷説であっても——の採択は、ほかでもなく自己株式取引のもつ資本取引的側面ないし性格を否認することに等しい、ということである。このことはまた、(利益) 剰余金控除説を具体化している会社法自己株式規定は、自己株式取引から資本取引的性格を奪うことに等しいと言ひ換えることもできる。

そして、もっと突き詰めて考えてみると、このことは従来の会社法のもとでの自己株式会計の根底にある基本理念をわれわれに示唆する。私見によれば、その基本理念とは、自己株式会計を規定するにあたって会社法は、資本取引概念ないし「資本と利益の区別」という要請とは異なる他の要請のほうを、それらよりも優先するという会社法独自の立場である。ここに他の要請とは、端的にいえば、債権者保護 (および株主保護) という要請であり、ひいては利害

関係者グループの利害の調整という配当法の究極的目標である。すなわち、会社経営者(または会社自体)に自己株式の売買という行為を弾力的に許容する一方、会社法はそれに対応して債権者さらには株主を保護する必要があったのである。そして、このような必要性が、「資本と利益の区別」という要請を多かれ少なかれ排除してしまったのである。では、自己株式取引の資本取引的性格を否認せざるを得ない(利益)剰余金控除説は、會計的に排斥されるのを待つほかなかったためだろうか。自己株式会計のその後の展開がわれわれに教えるところによれば、これに対する答えは明らかに「否」である。後の展開をいささか含みをもたせていうならば、(利益)剰余金控除説は資本相殺説との折衷に訣別し、自らの形式的変容を遂げることによって以前とは別種の折衷説として生き残り、通説的地位にまで上つていくのである。そして、この形式的変容こそ、自己株式会計論争終結の鍵となる。

- (1) C. C. Hale, "Treasury Shares (correspondence)," *Journal of Accountancy*, Vol. 58 (October 1934), p. 314.
- (2) Hatfield の見解が資産説から資本相殺説に変わったことについては、既に本章第二節で述べた。
- (3) Henry R. Hatfield, "Accounting Principles and the Statutes," *Journal of Accountancy*, Vol. 58 (August 1934), pp. 90-97.
- (4) George S. Hills, "Stated Capital and Treasury Shares," *Journal of Accountancy*, vol. 57 (March 1934), p. 210.
- (5) Henry R. Hatfield, *op. cit.*, pp. 91-82.
- (6) 日本株式会社の会計と Henry W. Ballantine & George S. Hills, "Corporate Capital and Restrictions upon Dividends," *Accounting Review*, Vol. 10 (September 1935), p. 248. cf. Henry W. Ballantine, *Ballantine on Corporations*, rev. ed., Chicago: Callaghan and Company, 1946, p. 479.
- (7) Henry R. Hatfield, *op. cit.*, pp. 90-91.
- (8) George H. Newlove & S. Paul Garner, *Advanced Accounting*, Vol. 1, Boston: D. C. Heath and Company, 1951, pp. 34-35 参照。

- (6) Henry R. Hatfield, *op. cit.*, p. 92.
- (10) Hatfield 氏「コーポレートの欠損金の表示法」(9)法のレビュー——伊藤注)は『*Journal of Accountancy*』誌上に載せられたは余の「はたかならぬ」と同じ(9)法を掲げつつあるのび、(9)法レビューは George H. Newlove & S. Paul Garner, *op. cit.*, p. 38 に於てなり。
- (11) Henry R. Hatfield, *op. cit.*, p. 93
- (12) 表せ、この註は Hatfield のまた(9)法 Newlove & Garner の解説に對しての答覆なり。注(9)参照。
- (13) Raymond P. Marple, *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, New York: The Ronald Press Company, 1936, p. 77.
- (14) この時期には折衷論(利益)剰余金控除説以外に、P. W. Pinkerton, H. Deinzer, W. A. Paton の「たゞ資本相殺説を基調とし、それ(利益)剰余金控除説を加味した」らむもの折衷的資本相殺説を述べたが、この「たゞ」を特に取らぬもの必要ならざるべし。なほ「上記論考の見解レビュー」を以下に参照。Paul W. Pinkerton, "Recent Corporation Laws on Stated Capital, Treasury Stock, Surplus and Dividends," *N. A. C. A. Bulletin*, Vol. 15 (July 1934), p. 1267; Harvey Deinzer, "Capital Stock and Surplus: Legal and Accounting Relations," *Accounting Review*, Vol. 10 (December 1935), p. 344; William A. Paton, *Advanced Accounting*, New York: The Macmillan Company, 1941, p. 595.
- (15) Henry R. Hatfield, *op. cit.*, pp. 93-94.
- (16) C. C. Hale, *op. cit.*, p. 314.
- (17) Raymond P. Marple, *op. cit.*
- (18) Raymond P. Marple, *op. cit.*, pp. 67-68.
- (19) Raymond P. Marple, *op. cit.*, pp. 71-72.
- (20) Donald Kehl, *Corporate Dividends: Legal and Accounting Problems Pertaining to Corporate Distributions*, New York: The Ronald Press Company, 1941, pp. 137-141.
- (21) 同事件の註解レビューは「第二章第三節」の三を参照せられたる。
- (22) Donald Kehl, *op. cit.*, pp. 141-144.

(23) 実はこのような理解については問題があるのであるが、その点については統稿で詳しく論ずる予定である。」

第六節 純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説の確立

——妥協点への到達——

一 折衷的(利益) 剰余金控除説後退の理由

資本相殺論に対するアンチテーゼとしての(利益) 剰余金控除説の登場・台頭により燃えあがった自己株式会計論争は、資本相殺説陣営の(利益) 剰余金控除説への歩み寄りの所産である折衷的(利益) 剰余金控除説の提唱により、「妥協点」に近づきつつあるようにみえた。しかし大方の希望的観測をよそに、それは最終的な「妥協点」とはならなかった。私見によれば、それには二つの理由が考えられる。一つは資本相殺説と(利益) 剰余金控除説との非融和的性格、二つは折衷的(利益) 剰余金控除説に対する会計界の否定的評価である。

まず、第一の理由について述べる。そもそも、その性格からいって、資本相殺説と(利益) 剰余金控除説とは互いに相容れないものである。前者は自己株式の原価を払込資本から控除するのに対し、後者はそれを払込資本以外の株主持分要素すなわち利益剰余金(または払込資本の一部である資本剰余金と利益剰余金)から控除するものであり、どうみても両者は互いに反発しあう排他的関係にあるからである。このことは、(利益) 剰余金控除説の生成の由来に照らしても明らかである。したがって、そのような非融和的性格をもつ両説の折衷ないし調和を企図するほうがしよせん無理であり、たとえ可能であるとしても、いずれか一方が大幅な譲歩をする以外には妥協は考えられず、真の意味での折衷はあり得ない。

第二に、折衷的(利益) 剰余金控除説はあくまでも(利益) 剰余金控除説を主体としたものであり、それが資本相殺

説に従来より慣れ親しんできた当時の会計専門家によって、余りにも(利益)剰余金控除説に迎合したものと受けとられたという理由が挙げられる。この点は、前に引用した Handold 論文に対する Hale の論評からも明らかであろう。

以上の理由から、折衷的(利益)剰余金控除説は晩かれ早かれ淘汰される運命にあったということができよう。

このように資本相殺説と(利益)剰余金控除説との真の折衷が不可能だとすれば、次に資本相殺説に代わるもう一つの理論である純資産控除説と(利益)剰余金控除説との折衷が試みられるのが自然の成行きであろう。現にそのような折衷が行なわれた。そしてその結果、一九四〇年代に入り純資産控除Ⅱ(利益)剰余金拘束説という折衷説が、それまでの折衷的(利益)剰余金控除説に代わって自己株式会計制度史の中央舞台に登場してくるのである。

二 純資産控除Ⅱ(利益)剰余金拘束説の確立

(A) C. H. Rankin (一九四〇年)

この折衷説を最初に唱えたのは C. H. Rankin である。彼は一九四〇年に発表した論文⁽¹⁾で、まず「会社および会社の株式は法の創造物であるから、自己株式の会計的諸問題の研究は自己株式の法的性格から始めねばならない」として、自己株式会計に対する法的観点からの考察の必要性を説いた。そこで彼はこのような認識に基づいて、剰余金の限度内または剰余金からのみ自己株式の購入を許容している会社法の規定を紹介・検討し、「その(会社法自己株式規定の——伊藤注)当然の帰結として、剰余金は自己株式の原価だけ配当または以後の追加的な自己株式の「購入」に使用されてはならない⁽³⁾」との解釈を示した。

この解釈は従来であれば、自己株式の原価を剰余金からの控除として示す方法につながったのであるが、そのような方法は「剰余金の拘束を示すという目的には役立つが、株式の「購入」によって減少されたのは表示資本と剰余金

の両方から成る株主持分であるという事実を明瞭に示されない⁽⁴⁾という理由で、Rankinはこの方法をきっぱりと否定した。Rankin論文の真骨頂はここにある。すなわち、(利益) 剰余金控除説は自己株式取引の資本取引としての側面と矛盾してしまうという、従来の(利益) 剰余金控除説の支持論者が見失っていた点を、彼は明確に認識したからである。

しかし、このことが直ちに純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説という折衷説に結びつくわけではない。そこには資本相殺説の否定という評価がなければならぬ。やはりRankinも、そのような評価を下す。彼は、資本相殺説によると法的に起こっていない表示資本の減少という誤った印象を与えるという理由で、資本相殺説を否定するのである⁽⁵⁾。以上から結論として、Rankinは自らのとる立場を次のように述べる。

「自己株式は、その処分を留保された『資本金および剰余金の未配分の減少』として、その原価で示されるべきである。⁽⁶⁾(その際) カッコ書か脚注によって、自己株式の『購入』のための剰余金の使用に対する拘束が表示されるべきである。」

この結論は、いうまでもなく純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説という折衷説の表明にほかならない。この折衷説は、簡単にいえば、自己株式の原価をもって自己株式勘定に借記しておき、それを貸借対照表上で純資産全体からの未配分の控除として表示するとともに、自己株式の原価に相当する(利益) 剰余金を何らかの形で拘束するというものである。

このRankinの結論はまた、会社法自己株式取得制限規定の二つの立法趣旨——一つに資本金ないし表示資本の維持、二つに配当可能剰余金の凍結——をみごとに実現している。すなわち、純資産からの未配分控除という方法を用いることによって、資本金の違法な減少を禁止する法律規定に抵触することから免れ、さらに「拘束」(restrictions)

という手法ないし概念を駆使することによって(利益) 剰余金の凍結という効果を十分に達成しているのである。

ところで、この「拘束」という手法は従来の「減少」ないし「控除」という手法と実質的には同じ(その効果という点において)であるが形式的には異なるもので、必ずしも正式の勘定記入によることなく(もちろん、そうしてもよい。ただしその場合には、(利益) 剰余金を他の拘束された(利益) 剰余金に振替える勘定記入が必要となる) カッコ書か脚注によって、(利益) 剰余金が後の配当や自己株式の購入に使用されることを封ずるものである。

Rankin によって初めて示された、純資産控除説と(利益) 剰余金控除説との結合の妙は、資本相殺説と(利益) 剰余金控除説との折衷に比べれば明白であろう。後者は資本相殺説の大幅な譲歩による一方的な妥協であったのに対し、前者はいずれも譲歩することなく対等の形で折衷しあっている。

以上から次のことが明らかとなる。それは、イリノイ事業会社法の注釈書において示唆されていた、必ずしも独立の会計方法ではない「カッコ書ないし脚注」による表示法(第三節の二(A)参照)、そして一九三五年ミシガン一般会社法の一〇条上項において(利益) 剰余金控除法と並列して規定されていた剰余金の再分類という方法(第三節の二(c)参照)は、純資産控除法と結びつくことによって初めて一個の独立の会計方法として成立することができる、ということである。

(B) W. G. Katz (一九四一年)

W. G. Katz & Rankin と同様に、純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説を「最も望ましい会計実務」として推奨する。ただ Katz 論文が Rankin 論文と異なる点は、「拘束」の解除の問題、原価法によった場合の自己株式の売買取引をめぐる処理法について論及していることである。

Katz は会社法自己株式取得制限規定の立法趣旨をふまえたうえで、自己株式の原価を利益剰余金からの控除として示す方法は「唯一の方法ではない」との認識に基づき、利益剰余金のうち自己株式の原価に相当する額を貸借対照表においてカッコ書で「拘束」する表示法を示す⁽⁸⁾。そして彼の所説で重要な点は、この拘束はその後の再売または消却によって解除されると説く点である。再売の場合は表示資本が回復されるから問題ないが、消却の場合にはこの主張は問題なしとしない。しかし Katz はこの問題に対し、このような解除によって債権者は期待を裏切られるかもしれないが、自己株式が適法に消却され、そして減資が行なわれるならば追加的な保護を債権者に与える特別の理由はないと説く⁽⁹⁾。

次に原価法によった場合の自己株式の売買差額の処理法についてみてみよう。そもそも原価法による限り、自己株式の取得時点では処理面での特別の問題は生じないが、自己株式を原価以外の価格で再売した場合には複雑な問題が生ずる。まず、再売価格が原価を下回る場合を考えよう。Katz はこの場合について直接にはふれていない。この再売価格と原価との差額の処理法については幾つかの見解が提示されており、絶対的な通説というものがないが、比較的多くの論者によって支持されているものは、当該差額を利益剰余金にチャージする処理法である。

他方、再売価格が原価を上回る場合については、当該差額を払込剰余金に貸記する方法を支持する陣営が利益剰余金に貸記する方法を主張する陣営との「戦いに勝った」と Katz は述べている。すなわち、前者が通説的処理法だというわけである。

以上要するに、Katz 論文は、自己株式の売買差額の処理法についての掘り下げが不十分であるという難はあるものの、(利益)剰余金控除説が会社法自己株式規定の趣旨を実現する唯一の方法ではないという点を明確に主張し、それに代えて純資産控除Ⅱ(利益)剰余金拘束説を提唱したことは十分評価できる。

(C) A A A 一九四一年版会計原則

A A A の一九四一年版会計原則は、まさに純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説を指示している。それは次のとおりである。

「再取得した株式が再発行可能である場合には、その原価は貸借対照表で資本金および剰余金の未配分の減少として示されるべきであり、かつその取得に伴う剰余金の分配に対するあらゆる拘束が開示されなければならない。⁽¹⁾」
一九三六年版会計原則では剰余金に対する拘束の開示は何ら指示されていなかったことに照らせば、上に示した原則は、はるかに会社法規との調和をはかっている点で一つの進歩である。

(D) W. T. Sunley & W. J. Carter (一九四四年)

W. T. Sunley & W. J. Carter の著書『株式会社会計』もこの折衷説をとる。それについては次の一節を引用すれば十分であろう。少し長いが、いとわず示そう。

「自己株式に対する支出は会社の投下資本からの支払であるが、法定資本はそれによって減少しないので、その支出が資本剰余金もしくは利益剰余金あるいはその両方からの支払となるように控除されなければならない。しかし……制定法の制限は事実上、株主への分配可能剰余金に対する拘束 (Restriction) であり、またその拘束は再取得された株式が再発行された時に消滅するものである。……この理由により適切な会計手続は、再発行可能な株式に対する支出額を会社純資産の未配分の減少として処理することである。これは、当該支出額をもって『自己株式』勘定にチャージし、それを貸借対照表で資本金および剰余金勘定からの控除として示すことによって達成される。」

剰余金に対する制定法上の拘束は、カッコ書による付記または脚注によって開示される。⁽¹²⁾

(E) H. A. Finney & H. E. Miller (一九五一年)

彼らの共著になる会計学テキストの第四版も、純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説を支持している。彼らの所説もこれまで取りあげてきた論者の見解と基本的に変わるものではないが、ただ一つ異なる点は、この折衷説によった場合の三つの異なる貸借対照表表示法を具体的に示している点である。⁽¹³⁾

それらは(利益) 剰余金に対する拘束を示す方法の違いによるもので、第一がカッコ書による表示法、第二が(利益) 剰余金を拘束されているものと非拘束のものとの区分する表示法、そして第三が「ますます一般的になりつつある方法」と称されるもので、脚注による表示法である。

(F) F. K. Rabel (一九五三年)

F. K. Rabel は、その論文の⁽¹⁴⁾「財務諸表は自己株式の購入による会社剰余金の拘束を表示すべきである」という説明的な表題からもわかるとおり、自己株式の購入に伴う会社法による剰余金に対する拘束を開示すべきことを主張する。そして Rabel は以上の論者と同様に、その拘束は原価法による純資産控除法と併用するのがよいとする。⁽¹⁵⁾ ただ、この結論に達する過程の説明やその理由の指摘は、これまでに取りあげた論者と比べて目新しい点はない。⁽¹⁶⁾

以上、純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説を唱えた論者の一部を年代順に追ってきたのであるが、その結果次のことが明らかとなった。すなわち、従来の(利益) 剰余金控除説は、その(利益) 剰余金に対する処理法をめぐって文

字どおりの「控除」ないし「減少」という手法から「拘束」という手法へと形式的変容を遂げることによって新たに純資産控除説と結びつき、それによって純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説という調和のとれた折衷説として、形を変えて現われたのである。

そして、このような展開がもつ何よりも大きな意義は、このような変容を遂げることによって、(利益) 剰余金控除説が従来かかえていた自己株式取引の資本取引的側面との矛盾という弱点を克服することができたことである。われわれは、ここに株式会社会計の典型的な史的発展の姿をみるのである。

では、このようにして一九四〇年代に入り登場した純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説は、会計界においてどのような位置づけを与えられたのであろうか。結論から先にいえば、これは既に一九五〇年代の初めには通説的地位を獲得していたことが知られる。例えば次の Finney & Miller の著書(一九五一年)の一節は、その有力な証拠となろう。「大部分の会計専門家は、自己株式の原価を発行済資本金、払込剰余金および留保利益の総額から控除すべきであると考えており、ただ剰余金に対する拘束の表示方法について意見が異なるだけである。」(傍点は伊藤)⁽¹⁷⁾ このことをふまえて、これまでの史的展開を要約すると、(利益) 剰余金控除説の生成・発展という自己株式会計の比較的大きな流れは、やがて純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説という折衷説の確立・通説化というより大きな歴史的流れに包摂されるに至ったといえよう。別のいい方をすれば、(利益) 剰余金控除説からの資本相殺説批判によって口火を切った自己株式会計論争は、妥協点の模索という紆余曲折を経て、純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説の確立をもって大方の結着をみたのである。

(一) Calvin H. Rankin, "Treasury Stock: A Source of Profit or Loss?" *Accounting Review*, Vol. 15 (March 1940), pp. 71-77.

- (2) Calvin H. Rankin, *op. cit.*, p. 72.
- (3) Calvin H. Rankin, *op. cit.*, p. 73.
- (4) Calvin H. Rankin, *op. cit.*, p. 75.
- (5) Calvin H. Rankin, *op. cit.*, p. 74.
- (6) Calvin H. Rankin, *op. cit.*, p. 74.
- (7) Wilber G. Katz, "Accounting Problems in Corporate Distributions," *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 89 (April 1941), pp. 764-788.
- (8) Wilber G. Katz, *op. cit.*, pp. 784, 786.
- (9) Wilber G. Katz, *op. cit.*, p. 787. #47' Frederick K. Rabel ("Financial Statements Should Show Corporate Surplus Restrictions from Treasury Stock Purchases," *Journal of Accountancy*, Vol. 95 (May 1953), p. 579) の同論に於て「一九六一年にローマン事業会社及び自由銀行が合併して利益剰余金に於ける控除が解除された(五十五条の賦、五十七条の項(四号))。だが、Miguel A. de Capriles & Edward J. McAniff, "The Financial Provisions of the New (1961) New York Business Corporation Law," *New York University Law Review*, Vol. 36 (November 1961), p. 1261 參照。
- (10) この点については、そのほかの論文を參照せらるゝ。H. A. Finney & Herbert E. Miller, *Principles of Accounting—Intermediate*, 4th ed., Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall, Inc., 1951, pp. 288-289.
- (11) American Accounting Association, *Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements*, 1941, p. 58.
- (12) William J. Sunley & William J. Carter, *Corporation Accounting*, rev. ed., New York: The Ronald Press Company, 1944, pp. 89-90.
- (13) H. A. Finney & Herbert E. Miller, *op. cit.*, pp. 286-287.
- (14) 租の論文。
- (15) Frederick K. Rabel, *op. cit.*, p. 577.

(19) なお、Rabel 論文以後には必しも自説としてではなく、この折衷説を詳しく取りあげたものに次の論文がある。

Harry Buttner, "Statutory Influence on Treasury Stock Accounting," *Accounting Review*, Vol. 35 (July 1960), pp. 476-481.

(17) H. A. Finney & Herbert E. Miller, *op. cit.*, p. 286.

(20) この通説としての位置づけは私の立論の要の一つをなすもので、念のため以下にちらりと二つの傍証を掲げて私見を補強しておこう。

① 一九三四年の論文では積極的に剰余金控除説の採用を説いていた Hills が、一九五四年の論文および一九五七年に公刊された著書では、従来と同じ資産説と資本相殺説を明示的に否定するものの、「ヨリ良い実務は法的基準に合致するものである」とだけ述べて、必ずしも剰余金控除説に固執してゐない (George S. Hills, "The Law of Accounting: I," *Columnia Law Review*, vol. 54 (January 1954), p. 47; *The Law of Accounting and Financial Statements*, Boston: Little, Brown and Company, 1957, pp. 142-143)。これはやはり、通説を考慮した上による変化である。

② J. T. Johnson が一九五九年に「その頃に公刊された十冊の会計学テキストを点検したところによれば、そのうちの八冊のテキストがこの純資産控除Ⅱ(利益剰余金拘束という処理法を示してゐる」ところ (James T. Johnson, "Is the Trust Fund Theory of Capital Stock Dead?" *Accounting Review*, Vol. 34 (October 1959), p. 611)。

第七節 会社法による通説の吸収

一 M B C A への結実

自己株式会計論争に結着をつけた純資産控除Ⅱ(利益剰余金拘束説は、その後新たな展開をみた。何十年にもわたって積み重ねられてきた自己株式会計論議の成果であるこの通説が、現代会社法を代表する模範事業会社法(以下 M B C A と略称)に吸収され、立法化されたのである。そこで以下、M B C A の自己株式会計規定を紹介・検討する。

まず立論の便宜上、MBCAの一九五六年版の規定を示そう。

五条

「会社の自己株式取得および処分機能

会社は自社株式を購入し、引取り、受領し、またはその他の方法で取得し、保有し、所有し、それに対し動産質権を設定し、譲渡し、またはその他の方法で処分することができる。ただし、自社株式の購入は、直接的であると間接的であるとを問わず、それに使用しうる未処分かつ未拘束の (unreserved and unrestricted) 利益剰余金の範囲で行なわれなければならない。かつ基本定款が認めるか、または議決権をもつ全株式の少なくとも三分の二以上を所有する株主の賛成決議を得た場合には、それに使用しうる未処分かつ未拘束の資本剰余金の範囲で行なうことができる。

利益剰余金または資本剰余金が自社株式を購入する会社の権能（の尺度——伊藤注）として使用された場合には、当該株式が自己株式として保有されている限り、その使用された額だけ当該剰余金が拘束されなければならない。ただし、当該株式が処分または消却されたときには、この拘束はそれだけ解除されなければならない。

上記制限にかかわらず、会社は以下の目的のために自社株式を購入し、またはその他の方法で取得することができる。

- (a) 端株を除去するため
- (b) 会社の債権を取立て、またはそれにつき和解をなすため
- (c) 本法の規定に基づき、株式の支払を受ける権利を有する反対株主に対する支払のため
- (d) 本法の他の規定に従い、償還株式を償還し、または償還価格を超えない価格で購入することによって当該株

式を消却するため

自社株式の購入またはそれに対する支払は、会社が支払不能の状態にあるか、またはそのような購入もしくは支払によって会社が支払不能に陥るときは、これを行なつてはならない。」

本条以外にも自己株式に関する規定としては、「自己株式」(treasury shares)の定義(二条一項(h)号)、自己株式の純資産からの除外(同(i)号)、表示資本の定義(同(j)号)等があるが、これについては第三節でみたイリノイ事業会社法の規定と大差ないし、またここでの立論に直接関係しないので、それらをことさらに示す必要はないであろう。

さて実は、冒頭にMBCAの一九五六年改正法の規定を示したのは、それなりの理由がある。それは、初めて制定された一九五〇年法の規定に対し、その後一九五三年および一九五六年に重要な法文の修正が行なわれているからである。そこでまず、その修正の経緯から述べるのが適切であろう。

最初の一九五〇年法では剰余金への「拘束」(restrictions)が要求されず、かつ「利益剰余金から」(out of its earned surplus)という文言が使われ、利益剰余金および資本剰余金の前に「未処分かつ未拘束」という限定句も付されていなかった。さらにまた、支払不能禁止規定も置かれていなかった。

続いて一九五三年の改正では「拘束」が付加されるとともに、先の「利益剰余金から」という文言は「利益剰余金の範囲内」(to the extent of earned surplus)という文言に改められた。さらに支払不能禁止規定も設けられた。

その後一九五六年の改正では「未処分かつ未拘束」という限定句も付加され、また支払不能禁止規定の位置が3項の(a)ないし(d)号のすべての場合に適用されるように変更された。

これらの変化のうち最も重要なのは、「利益剰余金から」という文言から「未処分かつ未拘束の」利益剰余金の範囲内」という文言への変化、および新たに「拘束」規定を設けたことである。前もっていっておけば、この変化は、

MBCAのもとで予定されている自己株式の会計処理法の解釈に有力な助けとなるであろう。

MBCAが自己株式の取得限度を利益剰余金の範囲内に定めている点については、注釈書は次のようにその趣旨を説明している。

会社の財政状態が債権者保護の問題を生じない——すなわち支払不能に陥らず、かつ表示資本が維持されている——と仮定すると、債権者は利益剰余金の処分に対して何らの法律上の権利もたない。したがって会社は自由に利益剰余金の一部または全部を株主に分配することができる。逆にいえば、この剰余金が自社株式の取得のために特定の株主に払出されようと、債権者はそれに反対することができない⁽¹⁾。

さらに五条で指示されている会計処理法についての注釈書の説明を紹介しておこう。これは、次に述べるそれをめぐる解釈上の争いに結着をつける鍵を握るものである。

現金またはそれと同等物の処分を伴う自社株式の取得は、同額の利益剰余金を直接減額すべきであると論じられてきた。しかしMBCAは、自己株式を「過渡的状态」(transitional state)にあるものと考えた。ただ、自己株式の取得時点では、現金または現金同等物が処分されたことは事実であるので、「少なくともその額だけ利益剰余金が潜在的に減少しているわけである」(傍点は伊藤)。それゆえ、MBCAはこの事態を表わすために、利益剰余金を拘束することを要求しているのである。なお、この拘束は自己株式が消却もしくは再売されるまで帳簿上にとどめておくべきである。これは健全な会計意見を反映するものである⁽²⁾。

ところで、五条が指示する自己株式の会計処理法がいかなるものであるかについては、これまで会計専門家および法律家から大別して二つの解釈論が提示されてきた。一つは W. P. Hackney⁽³⁾ や R. J. Sprouse⁽⁴⁾ によって示されたもので、いわゆる資本剰余金控除Ⅱ利益剰余金拘束法が指示されていると解する立場である。

この立場は次のような推論から導かれたものである。法律が自己株式を資産と考えていないことは明らかであるので(二条一項(i)号)、自己株式の取得によって負債か純資産のいずれかを減少するしかない。しかしMBCAは法定の手続を経ずに表示資本を減少することを禁じているので、資本剰余金または利益剰余金を減少する以外に方法はない。ただし、二条一項(1)号の利益剰余金の定義⁽⁵⁾から、自己株式の原価を利益剰余金から控除することは許されない。以上の理由から結局、自己株式の原価を資本剰余金から控除するしかない。ただ、自己株式取得の権能の尺度として利益剰余金をとった場合には、資本剰余金の減少に加えて利益剰余金を拘束する必要がある。

もう一つの解釈論は、いわゆる純資産控除⁽⁷⁾利益剰余金拘束法が支持されているとする立場で、E. G. Rudolph⁽⁶⁾やA. M. Stanger⁽⁷⁾によって唱えられたものである。この処理法はいうまでもなく、前節でみた折衷説と同じである。この立場は、資本剰余金控除⁽⁷⁾利益剰余金拘束法とする解釈論のはらむ、剰余金に対する二重効果による加重負担という難点を回避することができる。

では、いずれの解釈論が妥当であろうか。MBCAの条文を形式的に解釈すれば、確かに資本剰余金控除⁽⁷⁾利益剰余金拘束法とする解釈論に行き着くであろう。しかし、この解釈では、一九五三年の改正における拘束規定の付加および「利益剰余金から」という文言から「(未処分かつ未拘束の)利益剰余金の範囲内」という文言への変更が無意味となってしまう。結論から先にいえば、私は純資産控除⁽⁷⁾利益剰余金拘束法とする解釈論を妥当と考える。その理由は上述の点以外にも二つある。

第一の理由は、先に示した注釈書の説明がいうように、MBCAは自己株式を「過渡的状态」にある株式とみているからである。すなわち、このように「過渡的状态」にあるとみるのであれば、自己株式の取得によって資本剰余金を直接に減少するという処理法は当然出てこないからである。「過渡的状态」にあるとする見方を前提とすれば、や

はり自己株式の取得が純資産の各構成要素に実際に与える影響は未確定とみて、自己株式の原価を純資産全体からの未配分の控除として示すのが当然である。

第二の理由は、起草者の一人 R. Garnet が「MBCA を起草するにあたっては会計界の指導者の意見を求め、また彼らもその結果にかなり満足してくれた」と述べている⁽⁸⁾ように、MBCA は計算規定の起草にあたって会計原則を大幅に採り入れており、したがって自己株式の会計処理を規定するにあたっても会計界の通説的会計原則を同時に反映させたとみることができよう。そして、前節での考察から明らかなように、MBCA の制定当時（とりわけ一九五三年改正当時）には純資産控除Ⅱ（利益）剰余金拘束説が会計界において通説的地位を占めており、したがってMBCA もそれに従ったというべきである。

以上要するに、長年にわたる自己株式会計論議の所産である純資産控除Ⅱ利益剰余金拘束説という通説がMBCA に結実し、ここに会計原則とMBCAとの調和が実現したのである。

二 通説の影響

(A) イリノイ法一九七五年版注釈書の変化

既にわれわれは第三節において、イリノイ事業会社法のもとの自己株式会計を考察した。そして、そこで明らかとなったことは、同法のもとでは解釈上、利益剰余金控除法が指示されているということであった。ただ、その際ぜひとも見逃がしてはならないことは、同法の一九四七年版注釈書において、この利益剰余金控除法とともに、必ずしも独立の会計処理法ではないが、自己株式取得による利益剰余金に対する影響をカッコ書か脚注によって示す可能性が示唆されていたことである。しかしその段階では、この可能性はまだ不十分にしか認識されていなかった。

ところが、その後このような注釈書の立場に大きな変化が生じた。これは、一九七五年版の注釈書が、同法の趣旨を最も的確に反映する会計処理法は、従来の利益剰余金控除法ではなく純資産控除Ⅱ利益剰余金拘束法だと指摘していることである。⁽⁹⁾

いうまでもなく、この会計方法は一九四〇年代に登場し、後に通説的地位を獲得したものである。したがってこのような注釈書の立場の変化は、明らかにこの通説の影響を受けたことによるものとみなすことができる。つまり純資産控除Ⅱ(利益)剰余金拘束法という通説は、MBCA(およびMBCAの自己株式会計規定を承継した州会社法)のみならずイリノイ事業会社法にも間接的に受け容れられていったのである。⁽¹⁰⁾

(B) GAAPの変化

以上、自己株式会計の通説がMBCAに採択されたこと、さらにその影響を受けてイリノイ法の注釈書が同法のもとでの自己株式の会計方法を利益剰余金控除法から純資産控除Ⅱ利益剰余金拘束法に改めたことを明らかにした。ただ、この通説はAICPA(AIA)によってGAAPとしての地位を必ずしも明示的には与えられていなかった。しかし一九六五年にAPB意見書第六号が公表されたことにより、このような事情に変化が生じた。

そこで同意見書を見る前提として、ひとまず、それが公表される以前のAICPAの自己株式会計に対する立場を明らかにしておくのがよいであろう。一九六五年以前のAICPAの見解は、会計研究公報第四三号の第一章Bに示されていた。しかし、もとはといえば、この第一章Bは一九三八年の会計手続委員会の報告書⁽¹¹⁾をそのまま採録したものである。これらの報告書および公報は、婉曲的な表現で資本相殺的処理を指示し、自己株式の原価とその表示資本との差額を資本剰余金に借記または貸記することを勧告した。

ところが、実務はこの A I C P A の勧告に必ずしも全面的には従っていないかった。例えば A I C P A の調査によれば、一九四六年六月から一九四七年同月の間に決算日を迎えた会社が用いた自己株式の会計方法のうちで最も多く用いられたものは資本相殺法であるが（全体の六割弱）、次に多く用いられたのが純資産控除法であった（同三割）。さらに一九五七年の調査⁽¹³⁾では、この関係が全く逆転し、純資産控除法が最も多く用いられている⁽¹⁴⁾。

そこで次に、A P B 意見書第六号の勧告を示そう（頭の数字はパラグラフ番号を指す）。

「11. 以下の公報は、本意見によって部分的に改訂される。

会計研究公報第四三号第一章 B——自己株式

12. 当委員会は第一章 B で示された会計実務に加えて、以下の会計実務も容認することができ、かつそれらは現在の実務の発展にヨリ合致していると考える。

a. 会社の株式が消却されるか、またはその購入が消却のためになると推定される（該当する法律に準拠して株式を正式に消却する意図があるか否とにかかわらず）場合には、

i. 購入価格が額面価額または表示価額を超える額は、資本剰余金と留保利益とに配分するのがよい。

.....

ii. 額面価額または表示価額が購入価格を超える額は、資本剰余金に貸記しなければならない。

b. 会社の株式が消却以外の目的で（正式にあるいは推定上）取得される場合、または最終的な処分がまだ決まっていない場合には、取得株式の原価は資本金、資本剰余金および留保利益の総額からの控除として別個に表示されるか、または消却株式に適合する会計処理が行なわれるか、あるいは一定の条件のもとに会計研究公報第四三号の第一章 A のパラグラフ 4 に従って資産として表示するのがよい。.....

13. 州法の中には、会社が自社株式を取得できる場合を規制し、その会計処理を規定しているものがある。そのような要件がパラグラフ12と異なっている場合の会計処理は、該当する法律に従わなければならない。自己株式の取得に関して州法が留利益の配当可能性を制限し、あるいは重要な性格をもつその他の影響を及ぼす場合には、それらの事実を開示しなければならない⁽¹⁷⁾。

ここに示した勧告の中で、われわれの問題意識との関係で注目すべき点は、G A A Pとして、第1に純資産控除法が新たに容認されたこと、第2に会社法の自己株式会計規定に従うことが義務づけられたこと、そして第3に会社法による拘束の開示が要求されたことである。

これらの点は、言い換えれば、既に確立されていた自己株式会計の通説である純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説と会社法のもとの自己株式会計とともに、G A A Pに包摂されたことを意味する。

以上より次のように結論することができよう。M B C Aによる通説の採択を通じて実現したM B C A(およびイリノイ法等)と会計原則との調和が、G A A Pの拡張によって、ここにM B C Aを含むすべての会社法と会計原則との全面的な調和へと発展したのである。

- (1) American Bar Association, Committee on Corporate Laws, *Model Business Corporation Act Annotated*, 2nd ed., St Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1971, p. 254. #44 Ray Garret, "Treasury Shares under the Model Business Corporation Act," *Business Lawyer*, Vol. 15 (July 1960), p. 916.
- (2) American Bar Association, Committee on Corporate Laws, *op. cit.*, p. 255.
- (3) William P. Hackney, "The Financial Provisions of the Model Business Corporation Act," *Harvard Law Review*, Vol. 70 (June 1957), pp. 1392-1393.
- (4) Robert T. Sprouse, "Accounting for Treasury Stock Transactions: Prevailing Practices and New Statutory Pro-

第八節 通説の発展的消滅

一 新カリフォルニア会社法

純資産控除Ⅱ(利益) 剰余金拘束説という折衷的通説がMBCAをはじめとする代表的な州会社法に導入され、またGAPがそのような通説を採り入れるとともに会社法で定めている自己株式会計をも認めるように修正されたことにより、自己株式会計をめぐる会計原則と会社法はしばらくの間いわば調和的均衡を保っていた。ところが、一九七五年にこの均衡は会社法の側での新たな動きによって破られた。その先駆けとなったのが、同年に成立した新カリフォルニア会社法である。同法は自己株式会計の基盤そのものに影響を与える大改正を行なったのである。

既に第三節で明らかにしたように、改正前のカリフォルニア法は、自己株式(treasury shares)を「発行後に会社によって取得されたが、いまだ消却されておらず、未発行株式の地位に復していない自社株式」と定義されていた(一一六条)。旧法はまた、債権の取立や反対株主からの買取等の一定の目的以外でする自社株式の購入は利益剰余金からのみなしうる、と規定していた(一七〇六条、一七〇七条)。そして、このように一定の目的以外で利益剰余金から自社株式を取得した場合には、取得価額に相当する額だけ利益剰余金を直接に減額することが要求され(一七〇九条二項)、さらにこうして取得した自己株式を再発行する場合には、再発行価額だけ払込剰余金に貸記しなければならなかった(一七一九条一項)。要するに、利益剰余金の恒久的減少型の自己株式会計が明定されていたのである。これはGAPによって認められていた。⁽¹⁾

では、このような自己株式会計は新法によってどのように変わったのだろうか。そもそも新法には自己株式という概念がない。撤廃されたのである。五一〇条(a)項は次のように規定する。

「会社が自社株式を購入もしくは償還し、またはその他の方法で取得するときは、定款によってその再発行が禁止されている場合を除き、当該株式は未発行授權株式の地位に復する。」

この規定は、一つに自己株式という概念が法的擬制にすぎず、財務的観点からは自己株式も未発行授權株式も何ら差異はないという立法者の認識、二つに同概念を撤廃することによってその会計をめぐる従来のG A A Pと法との対立を取り除こうという意図から生まれたものである。⁽²⁾

では、新法のもとで自社株式を再取得した場合、いかなる会計処理が要求されるのだろうか。新法はこの点につき特に決めていない。したがって一四条の包括規定⁽³⁾により、G A A Pが適用されることになる。現行のG A A Pは前節で示したA P B意見書第六号である。それを要約すれば、(1)取得した自社株式を消却するか、あるいは消却するものとみなされる場合と(2)消却以外の目的で自社株式を取得するか、あるいはその最終的処分がまだ決定していない場合とに依じて、それぞれ異なる会計処理を指示している。まず(2)であるが、この場合には取得原価を株主持分全体から控除するとともに同額だけ留保利益を拘束すること、すなわち通説に従う処理が要求される。しかしながら五一〇条(a)項により新法のもとでは、取得後の処分がまだ決定していないいわゆる「過渡的状态」にある自己株式は存在しないので、(2)の場合はいえぬ。つまり通説に従う処理が行なわれる余地は全くなくなるのである。

新法のもとでの自社株式の再取得は会計および財務的には事実上、(1)の減資ないし発行済株式の消却——ただし、定款に別段の定めがある場合を除き、再取得株式は未発行授權株式として新たに発行することができる——に等しい。つまり前述した(1)の場合の処理法が適用されることになるのである。(1)の場合についてG A A Pは、まず(a)購入価額が当該再取得株式にかかる額面価額(または表示価額)を上回るときは、額面価額に相当する額を表示資本に借記するとともに、次の三つの方法のいずれかを採用することができるとする。第一法——当該差額を同種株式にかかる払

込剰余金(資本剰余金)に借記し、それでも足りないときは留保利益に借記する。第二法——当該差額をすべて留保利益に借記する。第三法——当該差額をすべて払込剰余金に借記する。⁽⁴⁾また(b)購入価額が当該再取得株式にかかる額面価額を下回るときは、当該差額を払込剰余金に貸記すべきであるとする。

いってみれば第一法は払込価額主義に基づく株式種類別経理、第二法および第三法は額面価額主義に基づく全株式一体経理である。このような両極にある処理法をG A A Pが認めていること自体問題であるが、それはともかくとして、既に第四章第十節で述べたように新カリフォルニア法⁽⁵⁾のもとでは額面価額や表示資本の概念は存在しないので、このようなG A A Pをそのまま適用することはできない。したがってG A A Pにいう「額面価額」は「払込価額」と読み替える必要がある。その結果次のようになる。(a)購入価額が当該再取得株式にかかる払込価額を上回るときは、払込価額に相当する額だけ払込資本に借記するとともに、第一法に従って当該差額を留保利益に借記しなければならず——第二法および第三法を適用する余地はない——、また(b)購入価額が当該再取得株式にかかる払込価額を下回るときは、払込価額に相当する額だけ払込資本に借記するとともに、当該差額を払込資本に貸記する⁽⁶⁾ことが要求される。これが新カリフォルニア法のもとで義務づけられている処理法である。

二 新MBCA

前節でみたように従来MBCAは、自己株式会計として純資産控除 \parallel 利益剰余金拘束という通説的処理法を要求していた。ところが一九七九年に同法はその配当および財務規定に抜本的改正が加えられ、その結果、自己株式会計も大きく変わった。その改正内容は新カリフォルニア法のそれと極めて類似しており、前者が後者を全面的にモデルとしたことを十分に窺わせる。

まず改正法は新カリフォルニア法と同様に、株主に対する配当と自社株式の購入とを合わせて「分配」(distribution)と定義し(二条(i)号)、その要件を次のように定めた。

四五条(株主に対する分配)

「基本定款に定める諸制限に従い、次の各号に掲げる場合を除き、取締役会は分配を授権し、かつ会社は分配を行なうことができる。

- (a) 分配後に、債務の支払期限が到来したときに、会社が通常の営業活動の過程において債務を弁済することができない場合、または
- (b) 会社の資産総額が、少なくとも負債総額と清算時にすべての発行済清算優先株式に支払うべき最高限度額の合計額を下回らない場合。

(b)号のもとの決定は、(i)当該状況に照して合理的な会計慣行および原則に基づいて作成された財務諸表、または(ii)当該状況に照らして合理的な公正価値評価もしくはその他の方法のいずれかに基づいて行なうことができる。」

改正委員会の注釈によれば、四五条の二項は必ずしもGAPを立法化したものではないが、大部分の場合はGAPによることができ、ただ取締役がそれによるものが合理的でないと判断した場合には(ii)にいう他の適切な会計慣行や原則(例えば公正価値評価原則)を採用することができると説明されている。⁽⁷⁾

さらに同改正では額面価額や表示資本も「時代遅れの概念」として削除された。また自己株式という概念も撤廃され、それに代わって再取得された自社株式の法的地位について先に掲げた新カリフォルニア法五一〇条(a)項と同旨の規定が置かれた(六条)。この結果、再取得した自社株式については、新MBCAのもとでも新カリフォルニア法と同じ会計処理が要求されることになる。

以上要するに、近年の会社法における自己株式概念の撤廃ならびにGAPへの準拠を要求する包括規定の新設により、従来固有の会計領域を形成していた自己株式会計は伝統的な減資会計に吸収併合されたわけである。と同時に、これまで通説的地位にあった純資産控除Ⅱ(利益)剰余金拘束説はここに発展的消滅をとげ、資本相殺説に包摂されるに至ったのである。

(1) *APB Opinion No. 6*, pars. 12-13 参照。

(2) Harold Marsh, Jr., *California Corporation Law and Practice*, Vol. 2, St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1977, pp. 180-181.

(3) これについては拙稿「アメリカ株式会社会計制度の史的構造」一橋大学研究年報—商学研究23(一九八二年)「二二八ページを参照された」。

(4) Sidney Davidson, Clyde P. Stickney & Roman L. Weil, *Intermediate Accounting*, Hinsdale, Illinois: The Dryden Press, 1980, Ch. 21, pp. 8-9; Donald E. Kieso & Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting*, 3rd ed., New York: John Wiley & Sons, Inc., 1980, p. 664 参照。

(5) 注⑤の拙稿「二二六—二二七ページ参照」。

(6) (b)の場合は、購入価額に相当する額だけ私込資本に借記してよい。

(7) American Bar Association, Committee on Corporate Laws, "Changes in the Model Business Corporation Act—Amendments to Financial Provisions," *Business Lawyer*, Vol. 34 (July 1979), pp. 1881-1885. また岸田雅雄稿「米國における一般に認められた会計原則の法的効力」(下)「商事法務」九三六号(一九八二年四月)「三二一—三二二ページ参照」。

なお四五条の位置づけについては拙稿「会社法配当計算規定の新潮流」産業経理「四二巻四号(一九八二年五月)」、二二—二五ページを参照されたい。